

資料編

西予市都市計画マスタープラン資料編

目 次

1. 市民意向調査（アンケート調査） 資-1
2. 都市マス等策定委員会グループ・ワーキング 資-7
3. 地域づくり組織ヒアリング 資-10
4. 西予市みらい構想シンポジウム 資-12
5. 都市計画マスタープラン・整備プログラム 資-19

1. 市民意向調査（アンケート）

(1) 調査の概要

本計画の策定作業を進めるにあたり、西予市の地域特性に応じた計画づくりを行うため、市民の方々にアンケートを行いました。

以下に調査の概要を整理します。

① 対象地域	西予市の全域						
② 対象者	市内に居住する 20 歳以上の男女・約 3,000 名 地域別・年齢別人口（その比率）に応じて配布数を算出した。						
	■地域別 20 歳以上の人口（平成 22 年国勢調査による）						
		総数	明浜地域	宇和地域	野村地域	城川地域	三瓶地域
	地域別 20 歳以上総人口	35,744	3,331	14,167	7,986	3,443	6,817
	20 歳代	2,328	157	1,092	482	174	423
	30 歳代	4,002	252	2,050	731	264	705
	40 歳代	4,146	331	1,851	948	321	725
	50 歳代	5,864	503	2,285	1,360	569	1,147
	60 歳以上	19,374	2,088	6,889	4,465	2,115	3,817
	■概ねの配布数						
		総数	明浜地域	宇和地域	野村地域	城川地域	三瓶地域
	地域別総数	3,000	280	1,189	670	289	572
20 歳代	196	13	92	40	15	36	
30 歳代	336	21	172	61	22	59	
40 歳代	350	28	155	80	27	61	
50 歳代	492	42	192	114	48	96	
60 歳以上	1,626	176	578	375	178	320	
※配布対象者の転出等を考慮し、実際には 3,098 部を配布した。							
③ 調査方法	郵送法（郵送による調査票の配布・回収）						
④ 調査期間	配布期間：平成 28 年 10 月 1 日～3 日 回収期間：平成 28 年 10 月 16 日 ※十分な回収数を確保するため、10 月 24 日までの回収分を分析の対象とした。						
⑤ 配布・回収の状況	・配布数：3,098 部 ・回収数：1,336 部（回収率：43.1%）						

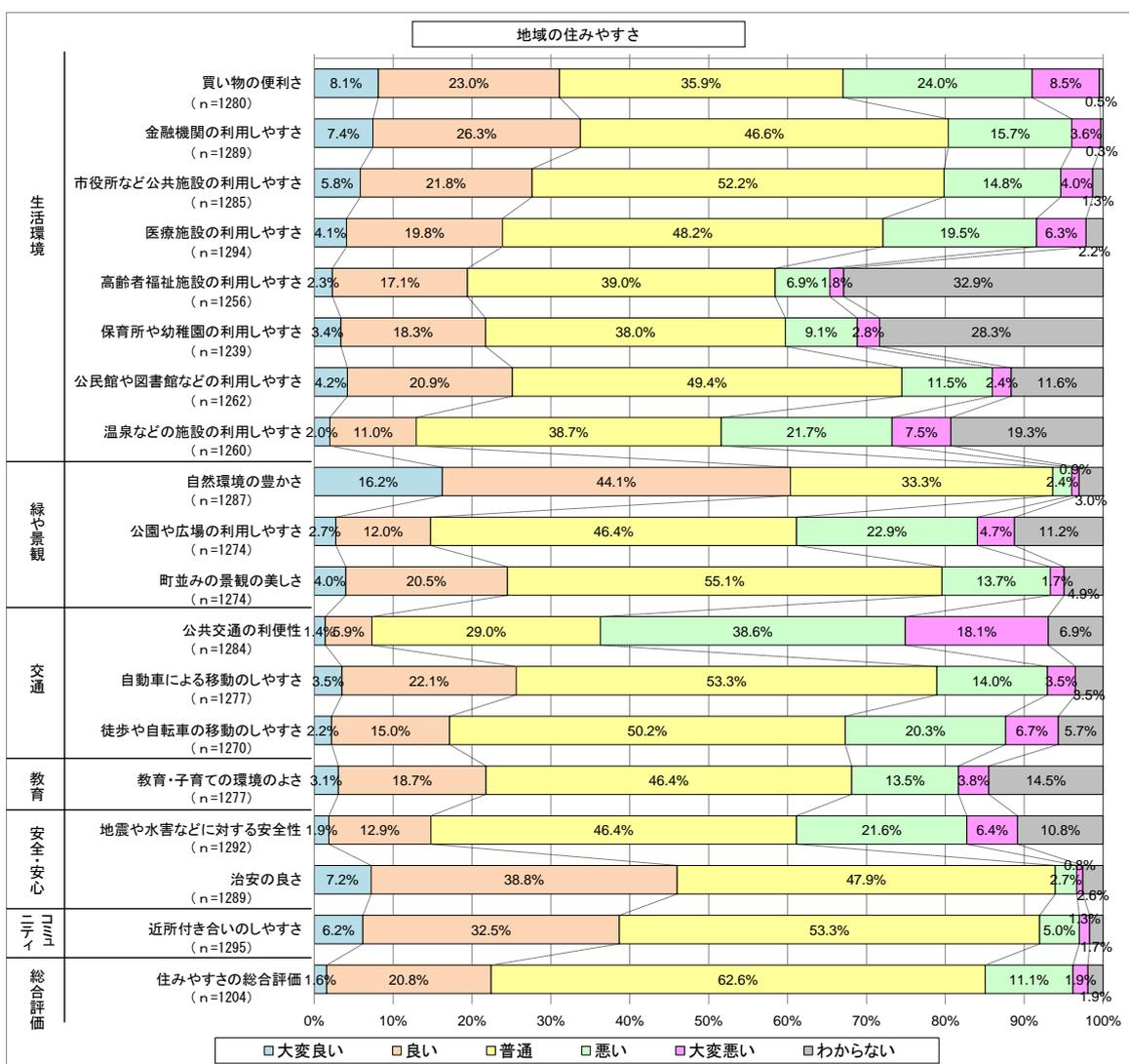
(2) 調査の結果

アンケート調査の結果から、主要な事項を以下に整理します。

○問 お住まいの地域の住みやすさについて、次の①～⑱の項目ごとの現在の評価について教えてください。それぞれ1つずつ選んで番号に○をつけてください。

- ・「自然環境の豊かさ」に関する評価が特に高い。
- ・「公共交通の利便性」に関する評価が特に低い。

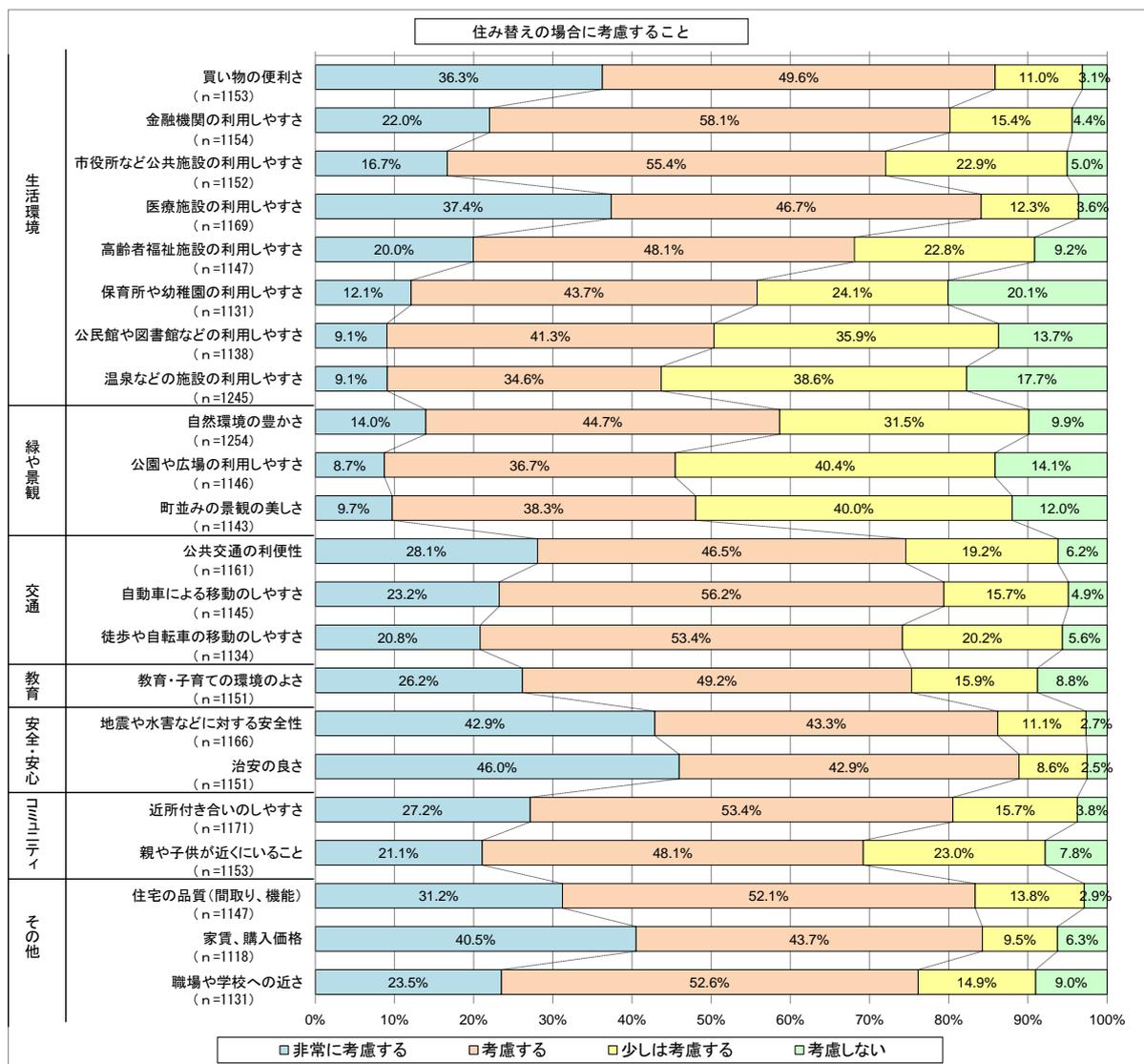
- ・『自然環境の豊かさ』について、「大変良い」と「良い」が合わせて60%を超えています。
- ・『公共交通の利便性』について、「大変悪い」と「悪い」が合わせて50%を超えています。
- ・その他の項目については、概ね「普通」が約40～50%を占めています。
- ・「大変良い」と「良い」の合計が30%を超えている項目は、『買い物の便利さ』、『金融機関の利用しやすさ』、『自然環境の豊かさ』、『治安の良さ』、『近所付き合いのしやすさ』です。
- ・「大変悪い」と「悪い」の合計が30%を超えている項目は、『買い物の便利さ』、『公共交通の利便性』です。



○問 今のお住まいから住み替える（引っ越しを行う）場合、次のどの点に考慮しますか。
 住み替えの予定がない方も、住み替えを想定してお答えください。それぞれ1つずつ
 選んで番号に○をつけてください。

- ・「買い物の便利さ」、「金融機関・医療施設の利用しやすさ」、「安全・安心」、「近所付き合い」、「住宅の品質と価格」などの項目が特に考慮されている。
- ・「保育所・幼稚園、公民館・図書館などの利用しやすさ」、「温泉施設の利用しやすさ」、「公園や町並み景観」などの項目はあまり考慮されない。

- ・「非常に考慮する」と「考慮する」の合計が80%を超えている項目は、『買い物の便利さ』、『金融機関の利用しやすさ』、『医療施設の利用しやすさ』、『地震や水害などに対する安全性』、『治安の良さ』、『近所付き合いのしやすさ』、『住宅の品質（間取り、機能）』、『家賃、購入価格』です。
- ・「考慮しない」が10%を超えている項目は、『保育所や幼稚園の利用しやすさ』、『公民館や図書館などの利用しやすさ』、『温泉などの施設の利用しやすさ』、『公園や広場の利用しやすさ』、『町並みの景観の美しさ』です。



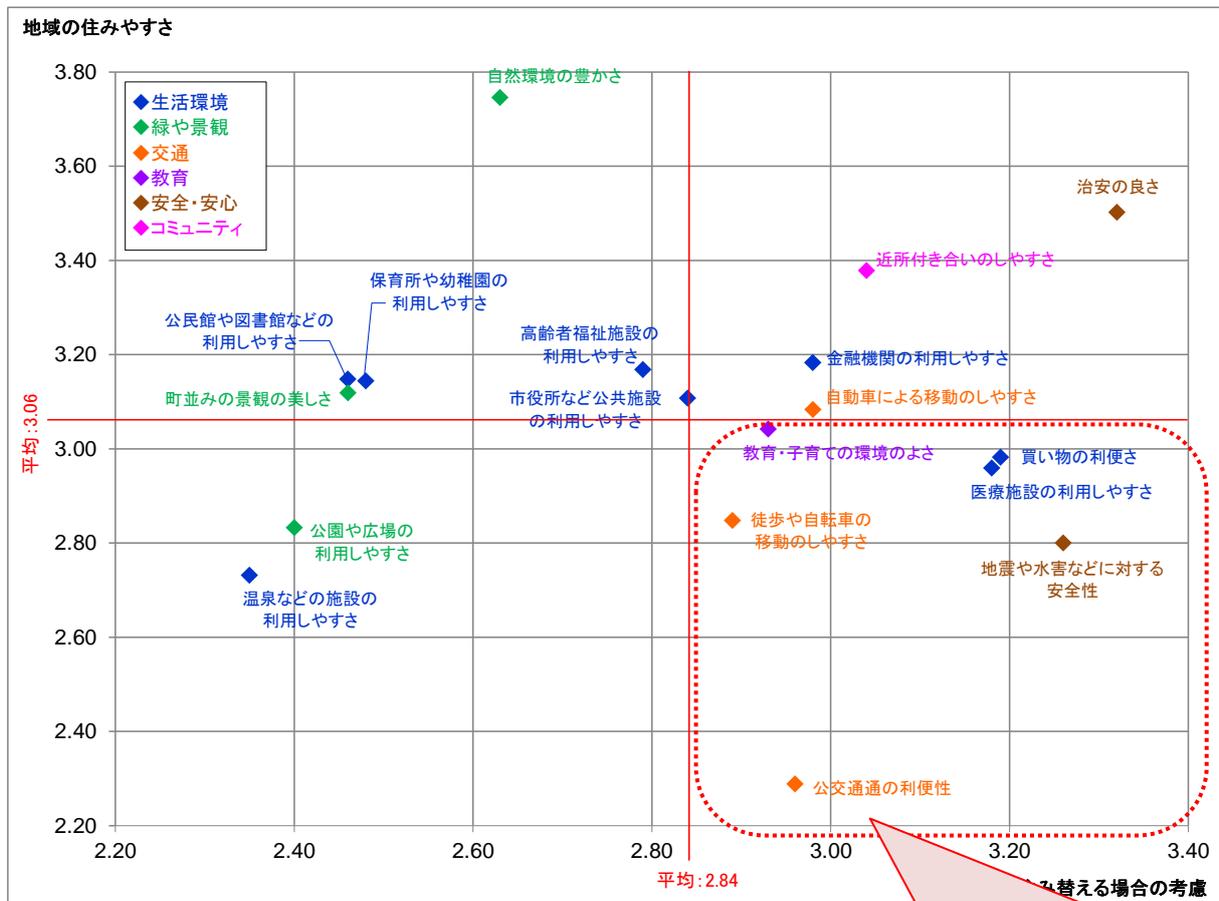
『地域の住みやすさ』と『住み替える場合に考慮すること』の関係】

- ・「地域の住みやすさ」と「住み替える場合に考慮すること」で評価された各項目について、それぞれの平均値を算出し、その分布状況から分析を行いました。

・今後のまちづくりの重要な課題として、「公共交通の利便性」、「徒歩や自転車の移動のしやすさ」、「地震や水害などに対する安全性」、「買い物の利便さ」、「医療施設の利用しやすさ」、「教育・子育ての環境のよさ」が挙げられる。

- ※1 『地域の住みやすさ』については、「大変良い」を5点、「良い」を4点、「普通」を3点、「悪い」を2点、「大変悪い」を1点とし、「わからない」は分析の対象から除外し、平均値を算出した。
- ※2 『住み替える場合に考慮すること』については、「非常に考慮する」を4点、「考慮する」を3点、「少しは考慮する」を2点、「考慮しない」を1点とし、平均値を算出した。
- ※3 『地域の住みやすさ』と『住み替える場合に考慮すること』の両方で設定した項目を分析の対象とした。

- ・『地域の住みやすさ』の評価が低く、『住み替える場合に考慮すること』の評価が高い項目は、今後のまちづくりの重要な課題といえます。
- ・これに位置する項目としては、「公共交通の利便性」、「徒歩や自転車の移動のしやすさ」、「地震や水害などに対する安全性」、「買い物の利便さ」、「医療施設の利用しやすさ」、「教育・子育ての環境のよさ」が挙げられます。

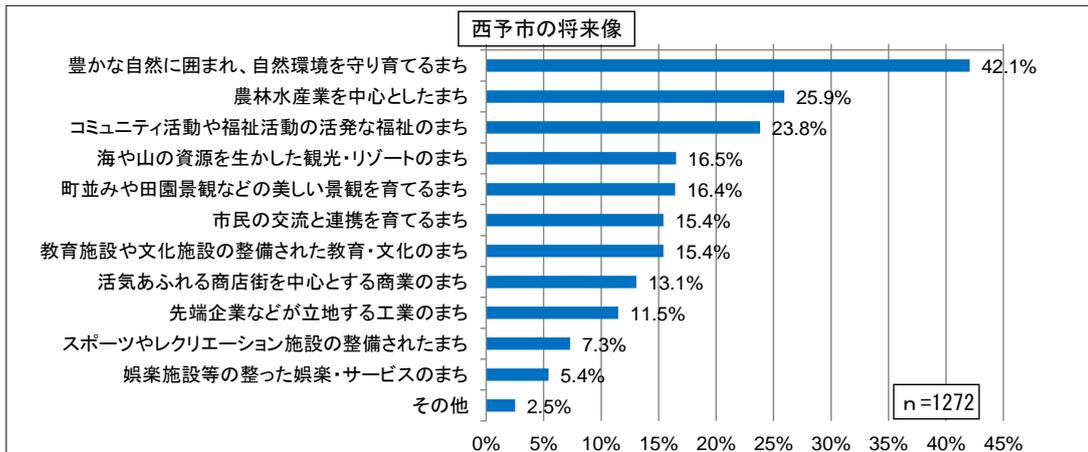


「住みやすさ」の評価が低く（平均値の3.06以下）、
「住み替えの考慮」で特に考慮される（平均値の2.84以上）の項目
⇒今後のまちづくりの重要な課題

○問 あなたは、西予市の将来のまちの姿についてどのようなまちがよいとお考えですか。
最も近いと感じるものを次の中から2つ選んで番号に○をつけてください。

- ・ 将来像として、「自然と農林水産業×地域コミュニティ」が求められている。
- ・ まちづくりの施策としては、「医療・福祉」分野が最重要視されているほか、「産業・雇用」や「少子化対策」、「基盤整備・防災」の分野が重要視されている。

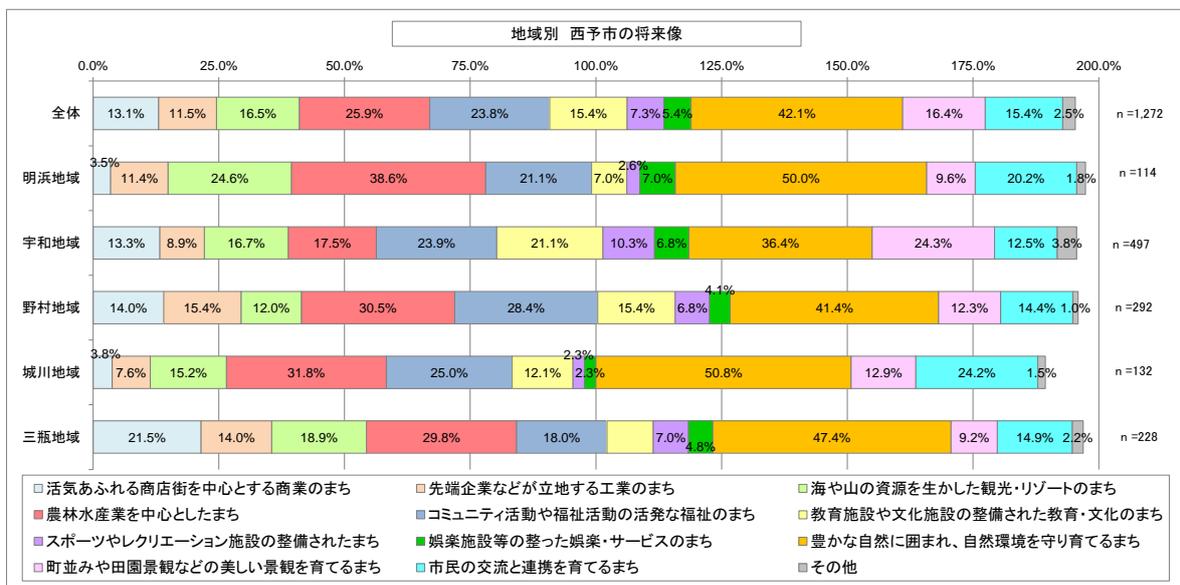
・ 「豊かな自然に囲まれ、自然環境を守り育てるまち」が最も多く 42.1%、「農林水産業を中心としたまち」が 25.9%、「コミュニティ活動や福祉活動の活発な福祉のまち」が 23.8% となっています。



【地域別 西予市の将来像】

・ 地域別に大きな差は表れていませんが、「明浜地域」では、特に「豊かな自然に囲まれ、自然環境を守り育てるまち」と「農林水産業を中心としたまち」が多くなっています。

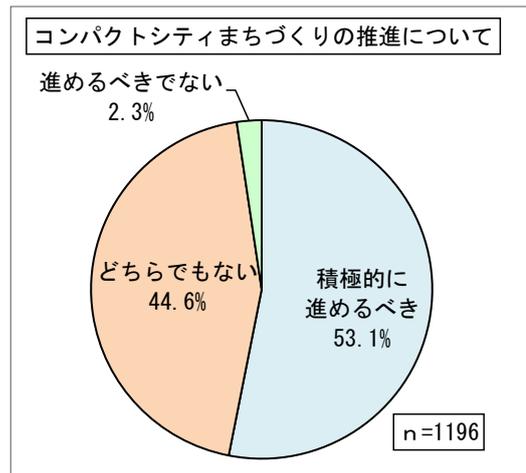
・ 「宇和地域」では、他の地域よりも、「町並みや田園景観などの美しい景観を育てるまち」が比較的多い状況です。また、「宇和地域」、「野村地域」、「三瓶地域」では、「活気あふれる商店街を中心とする商業のまち」が比較的多い状況です。



※複数選択の設問であり、回答者数に対して選ばれた選択肢の割合 (%) を算出しているため、合計が 100% 以上となる。

○ コンパクトシティ・プラス・ネットワークによるまちづくりを進めることについてどう思いますか。次の中から1つ選んで番号に○をつけてください。

- ・「積極的に進めるべき」が53.1%と過半を占めており、「どちらでもない」が44.6%となっています。
- ・「進めるべきではない」は僅かに2.3%です。

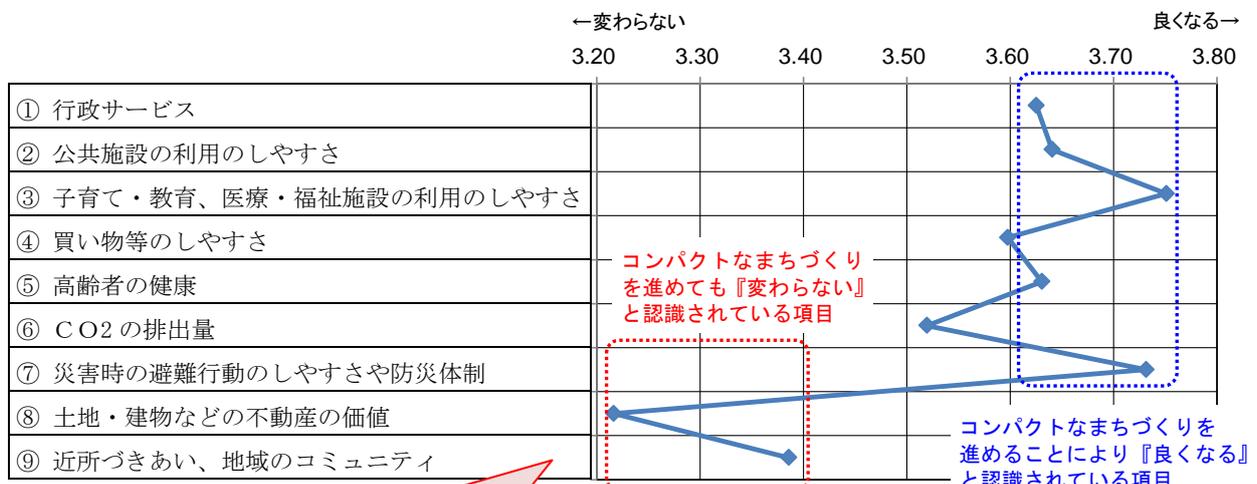


○ コンパクトシティ・プラス・ネットワークによるまちづくりを進めた場合、お住まいの地域ではどのような影響があると思いますか。①～⑨の項目について、それぞれ1つずつ選んで番号に○をつけてください。

- ・コンパクトなまちづくりの効果として、「行政サービス」や「医療・福祉施設、公共施設の利用のしやすさ」、「高齢者の健康」、「防災体制」の向上が期待されている。
- ・一方、「土地・不動産の価値」や「地域コミュニティ」に対しては「変わらない」と認識されている。

※「良くなる」を5点、「やや良くなる」を4点、「変わらない」を3点、「やや悪くなる」を2点、「悪くなる」を1点とし、平均値を算出した。

- ・コンパクトなまちづくりを進めることにより、比較的『良くなる』と認識されている項目としては、「行政サービス」、「公共施設の利用のしやすさ」、「子育て・教育、医療・福祉施設の利用のしやすさ」、「高齢者の健康」、「災害時の避難行動のしやすさや防災体制」が挙げられます。
- ・『変わらない』と認識されている項目としては、「土地・建物などの不動産の価値」、「近所づきあい、地域のコミュニティ」が挙げられます。
- ・『悪くなる』と認識されている（平均値が2点以下となる）項目はありませんでした。



※真ん中 (変らない) は **3.0**

2. グループ・ワーキング

(1) グループ・ワーキングの概要

西予市都市計画マスタープラン等検討委員会では、まちづくりの方針の検討に先立って、本市の「伸ばすところ（強み）」、「変えたいところ（弱み）」をワークショップ形式で話し合い、意見を出し合いました。

会議体	第2回西予市都市計画マスタープラン等検討委員会
日時	平成29年3月7日（火）
場所	末光家住宅
班構成	A班（主に都市計画区域外のメンバー） B班（主に都市計画区域内のメンバー）
テーマ	西予市の伸ばすところ・変えたいところ



(2) グループ・ワーキングの結果

① A班

■グループワーキング結果A班 (主に都市計画区域外のメンバー)	将来像の案「西予市の“多様性”を活かした自給自足のまち」	変えたいところ	今後、やるべきこと	
分野	<p>伸ばすところ</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊かな自然 <ul style="list-style-type: none"> 緑が多い。全市的に自然豊か 海・里・山がある、自然豊か、地形が多用途 自然豊かなところをアピールしたい 美しい景観 <ul style="list-style-type: none"> 景観のすばらしさを発信する 西予ならではの多様性 <ul style="list-style-type: none"> 地域が広い、多様性がある、自然豊か、地形が多用途 気候が温暖から寒冷まである 「日本の縮図」を売り出す。 0m~1400m地帯まで、気候も様々 都市施設の活用 <ul style="list-style-type: none"> 公園、遊園地で人を呼んだら 	<p>耕作放棄地</p> <ul style="list-style-type: none"> 耕作放棄地がふえた(空き家も) <p>多様性の弊害</p> <ul style="list-style-type: none"> 面積が広すぎて効率が悪い。(距離、時間、コスト) <p>“まちなか”の魅力不足</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業・企業の後継者が定住できないような条件整備 働く場所がほしい。(松山、大洲等への人の流出) <p>余剰な公共施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併で生じた、類似施設をどうするか。管理者が見当たらない。 ※「初期の目的は達成した」という言い方ができるのでは。 	<p>多様性を活かす</p> <ul style="list-style-type: none"> 0m~1400mの高低差を活かし、同じ品目を、四季を通して栽培する PR活動の充実(自然、産物、観光) 大野ヶ原を観光地化する 景観計画を策定、自然を守る <p>住宅地景観魅力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 庭木を統一していく ※統一すると地域の個性・魅力になる <p>“まちなか”の魅力づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 明浜地域に喫茶店/カラオケ店/飲み屋をつくる IC付近等農産物地域の見直し※市への権限の移譲 <p>雇用の創出・産業振興</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業が人を雇うことのできる補助金等※制度的には充実している。人材が必要 市主導による漁協・農協の統合 	<p>公共交通利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通の充実(価格/市の支援/利用促進) ノンステップバスの導入 高校生の通学利用を促進 <p>新たな道路交通体系の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 高速道路無料化(低価格化) 自動運転の推進(道路の必要な機器を埋める等。検討したい) 海産物の品質を保持した運送方法検討 インフラ維持・整備 <p>災害リスクの低減</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策/防災工事(継続)
自然環境	<p>健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 優秀な医師の誘致等病院の充実が必要(宇和島病院に行くと人が多い)。 温泉施設の充実とその活用法 <p>学校施設の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 3校の高校の将来を憂う(市外の高校への進学が多い) 旧学校、幼稚園跡地の活用 高校等ですでに他市へ行ってしまふ。(学校の魅力向上) <p>多様性の弊害(コミュニティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市域が広く、考え方が違う <p>人口減少・過疎化</p> <ul style="list-style-type: none"> 全市的に、とにかく人が少ない(働き手がいない) 古い習慣(しきたり)が多い 役が多い、同じ人に集まってしまう。(不要な役等は廃止したい) 	<p>不便な公共交通</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通(宇和島バス)の費用が高い 高齢者はバスに乗りにくい(ノンステップバスが必要) 自家用車でないと移動できない <p>インフラ(道路)整備の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 高速道路の無料化 松山方面、まずは大洲まで ※良い悪しだが、企業誘致を考えると無料化 <p>地形に起因する災害リスク</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険箇所が多い(津波、浸水、土砂) 	<p>学校の活性化・施設活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧学校の活用(明浜はほぼ解消、施設を活用中) 3校の高校の校長、PTA会長が今後の対策を話し合う <p>人口の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市部に出た西予市出身者同士の出会いの場づくり(婚活) ※男女ともに西予出身であれば、Uターンの可能性が高い。 	<p>防災安全</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災訓練が良くてきている。(特に明浜地域の嶽津地区)※三瓶地蔵も盛ん <p>地域防災体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 田舎ほど、隣の人との連携がとれている(防災上、有利になる)
公共交通	<p>健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 温泉は、秋の感謝祭、祭りが盛ん ※多くの地域では後継者が減ってきた。 <p>盛んな行事・イベント(コミュニティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国規模のイベント(乙亥すもろ、朝霧マラソン) <p>温かな風土</p> <ul style="list-style-type: none"> 向こう三軒隣りの親近感 のんびりしている 	<p>健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 温泉施設の充実とその活用法 学校施設の充実 3校の高校の将来を憂う(市外の高校への進学が多い) 旧学校、幼稚園跡地の活用 高校等ですでに他市へ行ってしまふ。(学校の魅力向上) <p>多様性の弊害(コミュニティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市域が広く、考え方が違う <p>人口減少・過疎化</p> <ul style="list-style-type: none"> 全市的に、とにかく人が少ない(働き手がいない) 古い習慣(しきたり)が多い 役が多い、同じ人に集まってしまう。(不要な役等は廃止したい) 	<p>健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 温泉施設の充実とその活用法 学校施設の充実 3校の高校の将来を憂う(市外の高校への進学が多い) 旧学校、幼稚園跡地の活用 高校等ですでに他市へ行ってしまふ。(学校の魅力向上) <p>多様性の弊害(コミュニティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市域が広く、考え方が違う <p>人口の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市部に出た西予市出身者同士の出会いの場づくり(婚活) ※男女ともに西予出身であれば、Uターンの可能性が高い。 	<p>健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 温泉施設の充実とその活用法 学校施設の充実 3校の高校の将来を憂う(市外の高校への進学が多い) 旧学校、幼稚園跡地の活用 高校等ですでに他市へ行ってしまふ。(学校の魅力向上) <p>多様性の弊害(コミュニティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市域が広く、考え方が違う <p>人口減少・過疎化</p> <ul style="list-style-type: none"> 全市的に、とにかく人が少ない(働き手がいない) 古い習慣(しきたり)が多い 役が多い、同じ人に集まってしまう。(不要な役等は廃止したい)
防災安全	<p>健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 温泉は、秋の感謝祭、祭りが盛ん ※多くの地域では後継者が減ってきた。 <p>盛んな行事・イベント(コミュニティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国規模のイベント(乙亥すもろ、朝霧マラソン) <p>温かな風土</p> <ul style="list-style-type: none"> 向こう三軒隣りの親近感 のんびりしている 	<p>健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 温泉施設の充実とその活用法 学校施設の充実 3校の高校の将来を憂う(市外の高校への進学が多い) 旧学校、幼稚園跡地の活用 高校等ですでに他市へ行ってしまふ。(学校の魅力向上) <p>多様性の弊害(コミュニティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市域が広く、考え方が違う <p>人口減少・過疎化</p> <ul style="list-style-type: none"> 全市的に、とにかく人が少ない(働き手がいない) 古い習慣(しきたり)が多い 役が多い、同じ人に集まってしまう。(不要な役等は廃止したい) 	<p>健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 温泉施設の充実とその活用法 学校施設の充実 3校の高校の将来を憂う(市外の高校への進学が多い) 旧学校、幼稚園跡地の活用 高校等ですでに他市へ行ってしまふ。(学校の魅力向上) <p>多様性の弊害(コミュニティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市域が広く、考え方が違う <p>人口の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市部に出た西予市出身者同士の出会いの場づくり(婚活) ※男女ともに西予出身であれば、Uターンの可能性が高い。 	<p>健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 温泉施設の充実とその活用法 学校施設の充実 3校の高校の将来を憂う(市外の高校への進学が多い) 旧学校、幼稚園跡地の活用 高校等ですでに他市へ行ってしまふ。(学校の魅力向上) <p>多様性の弊害(コミュニティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市域が広く、考え方が違う <p>人口減少・過疎化</p> <ul style="list-style-type: none"> 全市的に、とにかく人が少ない(働き手がいない) 古い習慣(しきたり)が多い 役が多い、同じ人に集まってしまう。(不要な役等は廃止したい)
健康・福祉	<p>健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 温泉は、秋の感謝祭、祭りが盛ん ※多くの地域では後継者が減ってきた。 <p>盛んな行事・イベント(コミュニティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国規模のイベント(乙亥すもろ、朝霧マラソン) <p>温かな風土</p> <ul style="list-style-type: none"> 向こう三軒隣りの親近感 のんびりしている 	<p>健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 温泉施設の充実とその活用法 学校施設の充実 3校の高校の将来を憂う(市外の高校への進学が多い) 旧学校、幼稚園跡地の活用 高校等ですでに他市へ行ってしまふ。(学校の魅力向上) <p>多様性の弊害(コミュニティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市域が広く、考え方が違う <p>人口減少・過疎化</p> <ul style="list-style-type: none"> 全市的に、とにかく人が少ない(働き手がいない) 古い習慣(しきたり)が多い 役が多い、同じ人に集まってしまう。(不要な役等は廃止したい) 	<p>健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 温泉施設の充実とその活用法 学校施設の充実 3校の高校の将来を憂う(市外の高校への進学が多い) 旧学校、幼稚園跡地の活用 高校等ですでに他市へ行ってしまふ。(学校の魅力向上) <p>多様性の弊害(コミュニティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市域が広く、考え方が違う <p>人口の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市部に出た西予市出身者同士の出会いの場づくり(婚活) ※男女ともに西予出身であれば、Uターンの可能性が高い。 	<p>健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 温泉施設の充実とその活用法 学校施設の充実 3校の高校の将来を憂う(市外の高校への進学が多い) 旧学校、幼稚園跡地の活用 高校等ですでに他市へ行ってしまふ。(学校の魅力向上) <p>多様性の弊害(コミュニティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市域が広く、考え方が違う <p>人口減少・過疎化</p> <ul style="list-style-type: none"> 全市的に、とにかく人が少ない(働き手がいない) 古い習慣(しきたり)が多い 役が多い、同じ人に集まってしまう。(不要な役等は廃止したい)
学校	<p>健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 温泉は、秋の感謝祭、祭りが盛ん ※多くの地域では後継者が減ってきた。 <p>盛んな行事・イベント(コミュニティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国規模のイベント(乙亥すもろ、朝霧マラソン) <p>温かな風土</p> <ul style="list-style-type: none"> 向こう三軒隣りの親近感 のんびりしている 	<p>健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 温泉施設の充実とその活用法 学校施設の充実 3校の高校の将来を憂う(市外の高校への進学が多い) 旧学校、幼稚園跡地の活用 高校等ですでに他市へ行ってしまふ。(学校の魅力向上) <p>多様性の弊害(コミュニティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市域が広く、考え方が違う <p>人口減少・過疎化</p> <ul style="list-style-type: none"> 全市的に、とにかく人が少ない(働き手がいない) 古い習慣(しきたり)が多い 役が多い、同じ人に集まってしまう。(不要な役等は廃止したい) 	<p>健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 温泉施設の充実とその活用法 学校施設の充実 3校の高校の将来を憂う(市外の高校への進学が多い) 旧学校、幼稚園跡地の活用 高校等ですでに他市へ行ってしまふ。(学校の魅力向上) <p>多様性の弊害(コミュニティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市域が広く、考え方が違う <p>人口の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市部に出た西予市出身者同士の出会いの場づくり(婚活) ※男女ともに西予出身であれば、Uターンの可能性が高い。 	<p>健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 温泉施設の充実とその活用法 学校施設の充実 3校の高校の将来を憂う(市外の高校への進学が多い) 旧学校、幼稚園跡地の活用 高校等ですでに他市へ行ってしまふ。(学校の魅力向上) <p>多様性の弊害(コミュニティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市域が広く、考え方が違う <p>人口減少・過疎化</p> <ul style="list-style-type: none"> 全市的に、とにかく人が少ない(働き手がいない) 古い習慣(しきたり)が多い 役が多い、同じ人に集まってしまう。(不要な役等は廃止したい)
その他	<p>健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 温泉は、秋の感謝祭、祭りが盛ん ※多くの地域では後継者が減ってきた。 <p>盛んな行事・イベント(コミュニティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国規模のイベント(乙亥すもろ、朝霧マラソン) <p>温かな風土</p> <ul style="list-style-type: none"> 向こう三軒隣りの親近感 のんびりしている 	<p>健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 温泉施設の充実とその活用法 学校施設の充実 3校の高校の将来を憂う(市外の高校への進学が多い) 旧学校、幼稚園跡地の活用 高校等ですでに他市へ行ってしまふ。(学校の魅力向上) <p>多様性の弊害(コミュニティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市域が広く、考え方が違う <p>人口減少・過疎化</p> <ul style="list-style-type: none"> 全市的に、とにかく人が少ない(働き手がいない) 古い習慣(しきたり)が多い 役が多い、同じ人に集まってしまう。(不要な役等は廃止したい) 	<p>健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 温泉施設の充実とその活用法 学校施設の充実 3校の高校の将来を憂う(市外の高校への進学が多い) 旧学校、幼稚園跡地の活用 高校等ですでに他市へ行ってしまふ。(学校の魅力向上) <p>多様性の弊害(コミュニティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市域が広く、考え方が違う <p>人口の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市部に出た西予市出身者同士の出会いの場づくり(婚活) ※男女ともに西予出身であれば、Uターンの可能性が高い。 	<p>健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 温泉施設の充実とその活用法 学校施設の充実 3校の高校の将来を憂う(市外の高校への進学が多い) 旧学校、幼稚園跡地の活用 高校等ですでに他市へ行ってしまふ。(学校の魅力向上) <p>多様性の弊害(コミュニティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市域が広く、考え方が違う <p>人口減少・過疎化</p> <ul style="list-style-type: none"> 全市的に、とにかく人が少ない(働き手がいない) 古い習慣(しきたり)が多い 役が多い、同じ人に集まってしまう。(不要な役等は廃止したい)

■グループワーク結果B班（主に都市計画区域内のメンバー）

② B班

分野	伸ばすところ	変えたいところ	今後、やるべきこと 将来像(キーワード)
<p>自然環境 景観</p>	<p>伸ばすところ</p> <p>自然・景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候が良い(温暖) ・自然が豊か ・野村の四国カルスト(日本じやないようなダイナミックな景色と風景。すこく価値がいにしてほしい。) 	<p>変えたいところ</p> <p>景観計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観計画のツメが甘い。 例)自然がキレイな運動公園に突如人工的な法面 	<p>今後、やるべきこと</p> <p>自然を活かした景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然が豊かできちんと手入れのままではない(上手く整備された空間(公園、道路、公共施設) ・機能面も兼ねた美しい景観 <p>将来像(キーワード)</p> <p>機能面も兼ねた美しい景観</p>
<p>土地利用 都市機能 都市施設</p>	<p>伸ばすところ</p> <p>歴史・文化の維持・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重伝建地区(卯之町)電柱電線がなくて良い(歩く時幸せ) 	<p>変えたいところ</p> <p>景観計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観計画のツメが甘い。 例)自然がキレイな運動公園に突如人工的な法面 	<p>今後、やるべきこと</p> <p>自然を活かした景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然が豊かできちんと手入れのままではない(上手く整備された空間(公園、道路、公共施設) ・機能面も兼ねた美しい景観 <p>将来像(キーワード)</p> <p>機能面も兼ねた美しい景観</p>
<p>公共交通 道路</p>	<p>伸ばすところ</p> <p>道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の整備はよくなってきている(徳津ハイバス等) 	<p>変えたいところ</p> <p>景観計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観計画のツメが甘い。 例)自然がキレイな運動公園に突如人工的な法面 	<p>今後、やるべきこと</p> <p>自然を活かした景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然が豊かできちんと手入れのままではない(上手く整備された空間(公園、道路、公共施設) ・機能面も兼ねた美しい景観 <p>将来像(キーワード)</p> <p>機能面も兼ねた美しい景観</p>
<p>防災 安全 安心</p>	<p>伸ばすところ</p> <p>災害が少ない安全まち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が少ない、住みやすい 	<p>変えたいところ</p> <p>景観計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観計画のツメが甘い。 例)自然がキレイな運動公園に突如人工的な法面 	<p>今後、やるべきこと</p> <p>自然を活かした景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然が豊かできちんと手入れのままではない(上手く整備された空間(公園、道路、公共施設) ・機能面も兼ねた美しい景観 <p>将来像(キーワード)</p> <p>機能面も兼ねた美しい景観</p>
<p>健康・福祉 コミュニティ 学校</p>	<p>伸ばすところ</p> <p>よい人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やさしい人が多い ・人が素直 ・地域のお祭り・文化 ・教育や文化に力を入れているところ。(子供たち(学生含む)は地域の宝) ・文化会館は様々なイベントを今でも無理なく残っている 	<p>変えたいところ</p> <p>景観計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観計画のツメが甘い。 例)自然がキレイな運動公園に突如人工的な法面 	<p>今後、やるべきこと</p> <p>自然を活かした景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然が豊かできちんと手入れのままではない(上手く整備された空間(公園、道路、公共施設) ・機能面も兼ねた美しい景観 <p>将来像(キーワード)</p> <p>機能面も兼ねた美しい景観</p>
<p>その他</p>	<p>伸ばすところ</p> <p>豊富な食材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食べ物がおいしい ・海、里、山の食べ物たくさんある ・数は少ないけれどおいしいお店がちゃんとある 	<p>変えたいところ</p> <p>景観計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観計画のツメが甘い。 例)自然がキレイな運動公園に突如人工的な法面 	<p>今後、やるべきこと</p> <p>自然を活かした景観形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然が豊かできちんと手入れのままではない(上手く整備された空間(公園、道路、公共施設) ・機能面も兼ねた美しい景観 <p>将来像(キーワード)</p> <p>機能面も兼ねた美しい景観</p>

3. 地域づくり組織ヒアリング

(1) 地域づくり組織ヒアリングの概要

地域別構想においては、地域が抱える課題や地域住民が既に実施しているまちづくり活動等と整合を図りながら検討することが重要です。本市においては、旧小学校区を基本とする「地域づくり組織」が、地域ごとの課題を踏まえながら、独自の地域づくり活動を展開しています。

そこで、地域別構想の策定にあたり地域づくり組織に対しヒアリングを実施しました。

■地域づくり組織ヒアリング 実施状況

地域	地域づくり組織		実施日時	実施場所	参加者	
					地域づくり組織	事務局※
三瓶	1	周木	H29年11月1日	三瓶支所会議室	4名	市、コンサル、愛媛大学
	2	二木生	H29年10月23日	三瓶北公民館	7名	市、コンサル、愛媛大学
	3	三瓶	H29年11月1日	三瓶支所会議室	7名	市、コンサル、愛媛大学
	4	蔵貫	H29年10月30日	南公民館研修室	6名	市、コンサル、愛媛大学
	5	下泊	H29年10月23日	三瓶南公民館	3名	市、コンサル、愛媛大学
明浜	6	田之浜	H29年11月1日	田之浜公民館	4名	市、コンサル、愛媛大学
	7	高山	H29年10月31日	高山公民館	5名	市、コンサル、愛媛大学
	8	狩江	H29年10月31日	狩江公民館	2名	市、コンサル、愛媛大学
	9	俵津	H29年10月24日	俵津公民館	4名	市、コンサル、愛媛大学
宇和	10	石城	H29年10月26日	石城公民館	4名	市、愛媛大学
	11	多田	H29年11月1日	多田多目的集会所	2名	市、コンサル、愛媛大学
	12	中川	H29年10月26日	中川公民館	2名	市、コンサル、愛媛大学
	13	田之筋	H29年10月23日	田之筋公民館	3名	市、コンサル、愛媛大学
	14	宇和町	H29年11月1日	西予市役所	4名	市、コンサル、愛媛大学
	15	下宇和	H29年10月26日	下宇和公民館	4名	市、コンサル、愛媛大学
	16	明間	H29年10月26日	明間公民館	4名	市、コンサル、愛媛大学
野村	17	溪筋	H29年10月31日	溪筋公民館	4名	市、コンサル、愛媛大学
	18	中筋	H29年10月31日	中筋公民館	1名	市、コンサル、愛媛大学
	19	野村	H29年10月31日	こじゃん tea	5名	市、コンサル、愛媛大学
	20	大和田	H29年10月27日	大和田センター	3名	市、愛媛大学
	21	横林	H29年10月24日	横林公民館	3名	市、コンサル、愛媛大学
	22	惣川	H29年10月31日	土居家	2名	市、愛媛大学
	23	大野ヶ原	H29年10月31日	大野ヶ原集会所	4名	市、愛媛大学
城川	24	魚成	H29年10月24日	農村環境改善センターうおなし	3名	市、コンサル、愛媛大学
	25	遊子川	H29年10月24日	遊子川公民館	3名	市、コンサル、愛媛大学
	26	土居	H29年10月24日	土居公民館	3名	市、コンサル、愛媛大学
	27	高川	H29年10月21日	農村環境改善センターたかがわ	3名	市、愛媛大学

※事務局のうち「市」は西予市建設課、「コンサル」はコンサルタント職員、「愛媛大学」は西予市都市計画マスタープラン等検討委員会の委員長である愛媛大学社会共創学部の羽鳥准教授及び本市を対象に研究を行っている学生

(2) 地域づくり組織ヒアリングの結果

区分	宇和	野村	三瓶	明浜	城川
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・働き場の確保（企業誘致等） →食品工場が建設予定、従業員の 方に宇和に住んでもらいたい ・空き家対策 ・西予市に大きなショッピング モールがほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・働き場の確保 （企業誘致等） ・空き家対策 ・商店街の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧小学校や旧役場跡地の 活用（空き家対策にも繋 がる） ・働き場の確保 （企業誘致等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家対策 ・耕作放棄地対策 →ビジネスになるような 施策 ・地区内の生活施設の維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・働き場や働き手の確保
道路・交通 ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の整備 （四国西予ジオパークへのア クセスを充実させる） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 441 号の維持管理 （歩道も含めて） ・県道の整備、県道と集落を 結ぶ市道の整備 ・交通の便が悪い（地区ごと にサービスレベルが違う） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 378 号の整備 （車線の 2 車線化等） ・公共交通の充実 ・コミュニティバスの循環 （高齢者への配慮） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 378 号の整備 ・宇和地域へアクセスでき るルートの整備 ・公共交通の充実（宇和地 域へのアクセスなど） ・デマンドバスの普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・県道及び市道の整備 （草木の伐採、維持管理 等） ・デマンドバスの活用
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・公園が少ない。（西予市全体） ・他市にあるような大きな公園 （山からのすべり場などの変 化のあるもの） 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具のある子どもの遊べ る公園の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもが遊べる公園の整 備 	—
下水道・河川	<ul style="list-style-type: none"> ・川の土手の整備 ・下水道の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・水路の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の氾濫対策 （川の水深が浅い） 	—	—
自然・景観	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全 （農業、田んぼ、山等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・稲生川、肱川の保全 ・酪農や農業が盛んであるた め、土地の保持 	<ul style="list-style-type: none"> ・海や自然環境の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・海や山の景観の保持 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保持
防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯の設置 （主には県道沿い） 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の孤立集落対策 （避難路の保全等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震の対策 ✓災害時用のトイレの設置 ✓避難路の計画や整備 ✓避難場所の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・孤立集落の孤立集落対策 （災害時も通行可能な道 路の確保等） ・火災対策（家が密集して いるため、火災発生時は 危険） 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の孤立集落対策

4. 西予市みらい構想シンポジウム

(1) シンポジウムの概要

本計画の策定において、市民に対して、都市計画マスタープランの理解を深めてもらうことや、これからの地域づくり考え方について考えてもらうことを目的に、シンポジウムを開催しました。

豊かな風土を育むまち
ずっと
ちようどいい
西予のくらし

西予市「都市計画マスタープラン」策定に関する
まちづくりシンポジウムの開催

西予市みらい構想 シンポジウム

2018年
2月18日(日) 13:30~16:00
13:00 開場

入場無料

西予市教育保健センター4階 大ホール

西予市都市計画マスタープラン等策定委員会の委員長である愛媛大学の羽鳥剛史准教授をお招きし、「都市計画マスタープラン」の取り組みや、「せいの地域づくり交付金事業」に関する調査内容を踏まえて、これからの地域づくりの考え方についてご講演をいただきます。

さらに、地域のまちづくりに取り組んでいる方とともに、これからの西予市のまちづくりに関して語り合っていたくシンポジウムを開催します。

これからの西予のまちづくりに関して考えてみませんか！

はとり つよし
羽鳥 剛史 氏

※会場準備の都合のため、参加を申し込まれる方は西予市役所建設課までお電話ください。

会場へのアクセス

基調講演

『(仮称)これからの地域づくりの考え方
～西予市都市計画マスタープランの試み』 講演 / 羽鳥剛史氏 [愛媛大学 社会共創学部 環境デザイン学科 准教授]

パネルディスカッション

西予市のまちづくりの方向性について (コーディネーター) 羽鳥剛史氏 [愛媛大学 社会共創学部 環境デザイン学科 准教授]

(パネリスト) けどういんのうとも 柳谷院弘智氏 [㈱リレイション 代表取締役] やまぐちさとこ 山口聡子氏 [田舎で働き隊]

いのうえまき 井上真季氏 [イノウエデザイン事務所 代表] きのみやしょうこ 二宮祥子氏 [のびのびプラタナスの会 代表]

にのみや さとし 二宮 敏氏 [株式会社 NINO 代表取締役]

お問い合わせ先：西予市産業建設部建設課 TEL：0894-62-6410

■ シンポジウム開催のリーフレット

(2) シンポジウムの結果（パネルディスカッション）

コーディネーター及びパネリストにより、『西予市のまちづくりの方向性について』討議していただきました。



【意見交換】

(羽鳥剛史氏 愛媛大学 准教授)

- ・今から 16 時ごろまで『西予市のまちづくりの方向性について』討議していきたいと思います。
- ・まずは、まちづくりの方向性ということで、西予市にお住まいの二宮祥子さんと山口さんにお話しをお聞きしてもよろしいでしょうか。



(二宮祥子氏 のびのびプラタナスの会 代表)

- ・狩江地区で子育て支援の活動をしています。狩江は団結力があり、近所の繋がりがあるのが強みです。活動を継続していくためにも、多様な世代の人を増やしていきたいと考えています。
- ・地域活性化が進んでいるように見える一方で、少しずつ課題も出てきています。現在、様々な勉強やチャレンジをしている中で、自分たちの持っている良いものを飛躍させて、一つの大きなイベントに集約させるようなことに取り組んでいます。



(山口聡子氏 田舎で働き隊)

- ・野村の魅力はイケイケで、ずっとやり続ける推進力があります。
- ・いま「こういうことがしたい」となれば、すぐに連絡を取り合い、行動に移します。行政の人が支えてくれていて、役割分担がしっかりしています。いろんな年代の人の交流があり、30代・40代の人たちと楽しくコミュニケーションがとれていて、ラインのグループもたくさんあります。
- ・あとは飲み会が多いです。イベントごとに飲み会を開くので、たくさんあります。



(羽鳥剛史氏 愛媛大学 准教授)

- ・お二人とも、人と人との繋がりである団結力など、その中での役割分担がすでにある程度整っているということ、強みとして挙げて頂きました。
- ・「リレイション」ですが、ただ、地区によってはまだまだ関係が出来上がっていないエリアもあると思います。そういったところへの示唆を頂きたいのと、あと狩江地区の二宮祥子さんのお話しの中で、「自分たちの持っている良いものを飛躍させて、一つの

大きなイベントに集約させるようなことを取り組んでいる」とありましたが、そのことに関連して、是非、井上さんと二宮敏さんにそういったデザインの力のところでお話を伺えたらと思います。

- ・まずは禰答院さんお願いします。

(禰答院弘智氏 株式会社レイション 代表取締役)

- ・徳島県神山市や北海道浦幌町など、住んでいない場所での繋がりを作っています。そのためには役割分担が必要であり、自分の役割が何なのかを考えています。その地域を観察して、出来そうなことを考えます。
- ・人の人生観によって、捉え方は変わってきます。起こる出来事が同じでも、捉え方は無限大にあります。要するに、目的は一つですが手段は無限大にあるなと思います。私たちの関係性の中でも、結果を急ぐわけでも問題を解決するわけでもなくて、未来志向のテーマを探していく、ポジティブな発想で取り組んでいます。



(羽鳥剛史氏 愛媛大学 准教授)

- ・一点質問ですが、地域住民との関係性をつくる時には、禰答院さんの立場は外から来た人と捉えられているのか、それとも地元住民になるのでしょうか。

(禰答院弘智氏 株式会社レイション 代表取締役)

- ・地域との関係性は、両方の立場を持っていると思います。

(羽鳥剛史氏 愛媛大学 准教授)

- ・今日のパネラーである二宮祥子さんの明浜地区と山口聡子さんの野村地区は上手くいっているということですが、お聞きしたのは、地域づくり組織にヒアリングしてみると、少し停滞気味の地区では、今まで自治会でやっていたことを無理にまとめられて、あまり前に進めないということもあるようですね。
- ・そういった地区で、地域づくりの関係や今おっしゃって頂いたテーマを見つけるためのレイションとは、何か秘訣があるのですか。

(禰答院弘智氏 株式会社レイション 代表取締役)

- ・物事を始めるときには、終わりをイメージして行動するようにしています。今の局面が上手くいっていないのであれば、未来を語る前に、破壊するという行為（考え方）をします。本来壊したあとに作らないといけませんが、ほとんどの過疎地域では、滅びているのを横目に見ながら、基礎が揺らごうとしている上に無理やり新しいものを作ろうとしています。主体的に自分たちの意志で壊して新しいものを作る、創造するスタンスをとることが重要だと思います。

- ・多くの地域では、「これまでがこれからを決める」という考え方で取り組んでいましたが、そうではなく、「これからがこれまでを決める」というスタンスで取り組んでいます。

(羽鳥剛史氏 愛媛大学 准教授)

- ・テーマとも関わりますが、持っているものをどのように活用するのか、デザインに活かしていくのか、その辺りについて、お願い致します。

(井上真季氏 イノウエデザイン事務所 代表)

- ・明浜地区は、人との関わりが良い意味で特殊だと思います。人を受け入れる体制があり、沖縄っぽい感覚があります。



(二宮祥子氏 のびのびプラタナスの会 代表)

- ・秋祭りの時には、どの家にも自由に出入りができて、みんなで接待しています。一日に200人を接待することもあります。

(井上真季氏 イノウエデザイン事務所 代表)

- ・私もお祭りに行きましたが、どの家にも誰でも行っていました。包容力のある町だなと思いました。沖縄のように、人が来てもらえるようなデザインを考えたいと思います。
- ・一方で、夜の宿泊施設の問題があるので、もう少し柔軟になれば良いと思います。

(二宮敏氏 株式会社NINO 代表取締役)

- ・明浜地区も野村地区もですが、先ほど羽鳥先生の基調講演の中で、野村地区だと「地域の活動に1年間で30本参加する」とありましたが、月に3本も行うモチベーションは何だろうということがお聞きしたいです。
- ・また、同じく先ほどの羽鳥先生の基調講演の中で、「川の流れの中にある船がその位置をキープすることは大変である」ということだったのですが、今の生活をキープするのは大変なことだと思います。新しい人に住んでもらうためにはどうすればいいのか、次の世代はどう考えているのかについて、お聞きしたいです。



(山口聡子氏 田舎で働き隊)

- ・野村地区でいうと、積極的に活動している人は限られています。60代と30代の世代の人たちが頑張っていて、まちの元気をキープするにはどうすれば良いか、今考えています。一方で、一般の人にとってはイベントがあるのが当たり前で、誰かがやってくれていると思っている人が多いのではないかと思います。下の世代が、自然にまちづくりに関わってもらえるような取組を考えています。

(二宮祥子氏 のびのびプラタナスの会 代表)

- ・狩江地区でも、50代～70代の人が活発に活動して、その下の30代がついていっています。
- ・また私が一番問題だと思うことは、協力はしているけれども自発的に発信する人が少ないことだと思います。仕事しながらなど、“ながら”で活動できるような仕組みがあれば、子育て世代や若い世代も活躍できるのではないかと思います。

(羽鳥剛史氏 愛媛大学 准教授)

- ・外から見ているとまちづくりは重いだけだが、その裏には地域で培ってきている関係があり、あるいは役割分担があって、活動に至っていることが改めて分かりました。
- ・一方で、若い人をどう取り入れるのかなどの、課題も抱えてらっしゃるということですね。
- ・今度は、才能を持った若いお三方にお聞きしますが、西予市外といろいろお付き合いがあると思いますが、どのようにすれば西予市に関わりやすくなるのか、どう受け入れていける余地があるのかなど、その辺りについていかがでしょうか。

(二宮敏氏 株式会社NINO 代表取締役)

- ・西予市出身で、魂は西予にあります。地域のブランディングでは、その場所にあるものをどのように感じよく表現できるかが必要になってくると思います。風土を日常で表現している人を、どうやってデザインできるかを考えています。
- ・技術によって美しく演出することは出来ませんが、今の時代、それだけでは通用しません。みんなが共有できるアウトプットが必要だと思います。

(井上真季氏 イノウエデザイン事務所 代表)

- ・無駄な看板などは必要なく、本当に必要なものをディスカッションできる取り組み方をしたいと思います。

(羽鳥剛史氏 愛媛大学 准教授)

- ・都市計画マスタープランのキャッチフレーズも井上さんがデザインして下さり、確かにみんなが共感できるものだと思います。
- ・私は、よく地域の“ものさし”と言っていますが、新しい価値をつくるのではなく、埋もれている価値を発掘することが必要で、その取組が出来る人に活躍してもらいたいと思います。

(禰答院弘智氏 株式会社レイション 代表取締役)

- ・地域の“ものさし”という話がありましたが、15歳までに自分のものさしで活動できる人材の育成・教育が必要だと思います。自分のものさしを大事にすることで、地域

のものさしに繋がっていくと思います。また、次の世代にノウハウを受け継いでいくことが必要だと思います。

- ・これまで、「地域を悪くしよう」と思って計画を立てられてきたのであれば、思惑通りだった、と言えますが、「良くしよう」と思って計画を立ててきたのであれば、その方法が間違っていたのだと思います。

(羽鳥剛史氏 愛媛大学 准教授)

- ・“ものさし”、いわゆる“価値観”を自分の中で見出すことは難しい作業であり、ただ10代後半から20代に対して、是非、そういった機会を西予市の中で設けて欲しいと思います。
- ・まちづくりの“学び”とは何なのか、ずっと考えていました。“学び”とは“真似び”であり、もっと現場に身を置いて、実際にまちづくりを真似ることが大事だと思います。そうしなければものさしは変わらないと思います。世代を通じた学びのチャンネルを持つことが必要です。
- ・他に言っておきたいことがある人はいますか。

(二宮敏氏 株式会社NINO 代表取締役)

- ・海外でも仕事をさせてもらっており、よくグローバルと言われていますが、海外でやっていることは、西予市でしていることと変わらないです。海外の人たちは自分たちの生活を発信しているだけなので、西予市も情報を発信していけばグローバルになれると思います。他の都市と比べても西予市は資源が豊富だと思います。

(羽鳥剛史氏 愛媛大学 准教授)

- ・私は“ほんまもん”が大事だと思っており、本物を磨き上げればグローバルに通用すると思います。

(山口聡子氏 田舎で働き隊)

- ・自分のやっていることが、まちのためになっているのか考えています。まちのためにできることを一歩でも歩んでいきたいと考えているので、様々な人と関係を持っていきたいと思います。

(二宮祥子氏 のびのびプラタナスの会 代表)

- ・私は子育てをしようとした時に小学校がなくなりました。このことが、地域活動のモチベーションになりました。
- ・いま、子供たちと地域とのふれあいが無いのが問題だと思います。地域に育てられたと思ってもらえるようなまちづくりが必要だと思います。

(井上真季氏 イノウエデザイン事務所 代表)

- ・私は西予市が好きです。美味しいレストランやパン屋さんがあり、散歩すると自然が残っています。歩いて行ける中に小さなコミュニティがあり、西予市のみで本州の気候を全て感じる事ができるのは凄いことだと思います。
- ・これらの資源をいかに発信していくかが重要だと思います。私は子供の頃、まちが美しくないのが嫌だったので、子供たちの事を考えたまちづくりも必要だと思います。

(羽鳥剛史氏 愛媛大学 准教授)

- ・様々な意見が出ましたが、地域づくり組織の関係性を再度考え、子供たちに向けたまちづくりで、外の人に関わってもらうことが必要です。
- ・市長に来て頂いていますので、最後に一言頂ければと思います。

(西予市 管家市長)

- ・人口が減っている中、市内では年間 200 人程度しか子供が生まれていません。3つの県立高校を合わせても、500 から 600 人程度の生徒しかいません。ふるさとを思う、体験できる子供たちが少ないのは残念です。
- ・地域の活性化に向けて頑張っている人の力を借りながら、まちづくりの中に行政も入っていきたいと思います。今後もまちづくりにご協力頂ければと思います。



5. 都市計画マスタープラン・整備プログラム

都市計画マスタープランの全体構想・地域別構想に位置づけた施策・事業を行政と市民等が協働して推進していくため、「整備プログラム」を整理しています。

整備プログラムは、地域別構想の施策体系に基づき、施策・事業の具体的内容や市民との役割分担について、地域ごとに整理したものです。

次頁より、整備プログラムを掲載します。

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第1 宇和地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系	部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗	役割分担		実施時期			No		
			各課が実施する施策・事業	担当課	市民の 役割	短期	中期	長期			
1.土地利用											
1	(1)生活サービス 機能ゾーンの整備 方針	①中心拠点周辺の整備	・JR卯之町駅及び市役所本庁舎周辺は、宇和地域の拠点のみならず、市全体の中心拠点として、求心力の高い拠点の形成を図ります。 ・拠点の求心力を高めるため、卯之町地区においては、JR卯之町駅から卯之町商店街、卯之町の重要伝統的建造物群保存地区を一体的な空間として捉え、平成28年度に作成した「都市再生整備計画」に基づく各種事業を実施します。 ・「都市再生整備計画」の一環として、卯之町地区に新たな人の流れを生み出す「卯之町『はちのじ』まちづくり整備事業」を推進します。	卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業 ・駅舎改築 ・複合施設新築(郵便局・観光交流センター・事務所等) ・駐車場整備(立体駐車場・駅前駐車場) ・駅前広場整備 ・無電柱化(市道旧町地区326線) ・卯之町駅自由通路 ・駐輪場 ・情報板	政策推進課 建設課	・事業の参加・協力	●→			1	
2			・既存の生活サービス施設の維持・更新、ショッピングセンターといった新たな商業施設等の誘導に努めます。	空き店舗活用事業 ・西予市新規出店者店舗改修補助事業 ・西予市店舗リニューアル補助事業	経済振興課	・制度・事業の活用 ・空き店舗等の情報提供	●→			2	
3				・市道旧町地区212号線(支障設備移転工事) ・図書館棟解体 ・第二別館一部改築(農業指導班、ハローワーク仮移転用)	財政課	・事業の参加・協力	●→			3	
4				都市再生整備計画事業 ・市道旧町地区212号線	建設課	・事業の参加・協力	●→			4	
5				・都市機能誘導区域の指定による、都市機能施設の誘導	建設課	-	●→			5	
6				・旧宇和病院跡地は、JR卯之町駅や市役所本庁舎に近いという利便性を活かし、市民と協働しながら、図書館と地域交流センターとの複合施設、福祉施設、子育て支援施設等の整備を進めます	・うわまち東保育園とうわまち南保育園を統合した認定こども園と、児童保育の機能を有した複合施設の整備に対する支援	子育て支援課	・事業の参加・協力	●→			6
7				都市再生整備計画事業 ・複合施設新築(図書館・地域交流センター) ・市道旧町地区187号線他5路線整備事業 ・広場 ・駐車場	建設課	・事業の参加・協力	●→			7	
8				・中心拠点周辺の住宅地では、周辺の田園環境と調和を図りつつ宅地造成を推進し、利便性が高く良好な住宅地の整備を図ります。	・住宅市街地整備の検討	建設課	・事業の参加・協力	●→			8
9				・中心拠点を核とした持続的なまちづくりに向けて、市民、商業事業者等と行政が協働したエリアマネジメントの導入に取り組みます。	・卯之町駅周辺エリア『はちのじエリア』の“資源”を一体的に捉え、市外・県外・国外からの観光促進、定住促進やコミュニティ促進、地域の方々にとっての利便性の向上、さらには未来の環境面等も視野に入れながら、エリアマネジメントの視点を持った新たなまちづくりの実施	まちづくり推進課 建設課	・事業の参加・協力 ・エリアマネジメント活動への参加	●→			9

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第1 宇和地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系	部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗		役割分担		実施時期			No
			各課が実施する施策・事業		担当課	市民の 役割	短期	中期	長期	
10	②新市街地拠点周辺の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市立西予市民病院周辺は、本市の新市街地拠点として、病院の近接性を活かした子育て世代や高齢者の居住を促進するための施設の集約により、生活サービス施設の維持・充実を図ります。 ・現在用途地域の指定を検討している上松葉地区において、沿道商業・業務施設の立地及び居住人口を適切に受け入れ、利便性の高い市街地の形成を図ります。 ・坂戸地区等、用途地域の指定は無いものの、用途地域の縁辺部で生活サービス施設の立地が進みつつある地区については、施設の立地動向等を見極めて、引き続き用途地域の見直しに取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能誘導区域の指定による、都市機能施設の誘導 	建設課	-		●————→			10
11			<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域の指定 	建設課	-		●→			
12	③歴史的町並みを活かした市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・宇和市街地の卯之町地区は、国から選定された「重要伝統的建造物群保存地区」があり、その歴史的な町並みと一体に形成されています。 ・歴史的な町並みを活かし、商店街の空洞化対策等と合わせて観光振興を図りながら、道路・水路の維持・再整備や高質化等の都市基盤整備に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・卯之町地区景観計画策定 	建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・計画検討への参加 ・景観づくり活動への参加 		●→			12
13			<ul style="list-style-type: none"> 都市再生整備計画事業 ・中町広場 ・西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金を活用した伝建地区内の建造物等の修理修景事業 ・伝建地区内の建造物等の修理・修景を毎年8件程度予定(伝建地区内全建造物等263件※工作物・環境物件除く) ・伝建地区内にある、町家(市所有)を活用した、米炊き体験の実施や西予開成塾(小学生等のキャリア教育を目的とした塾)を開講 	経済振興課(町並み関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の参加・協力 		●→			13
14			<ul style="list-style-type: none"> まちなみ広場(宇和第2駐車場)の活用 ・卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業を担うSPC組織に管理を委託し、緑豊かな憩いのスペースとして管理する 	経済振興課(町並み推進係)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の有効活用 		●————→			14
15	④商店街の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・卯之町三丁目をはじめとした商店街においては、商店街を利用する人が安心して商店街を利用し、安全な空間を整備するよう道路舗装の高質化等に取り組みます。 ・既存商店の活性化に向けた支援とともに、市全体的な取組として、空き家・空き店舗を活用し起業・開業する人の支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・西予市移住定住促進空き家活用事業 ・西予市移住者住宅改修支援事業 	まちづくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・制度・事業の活用 ・空き家等の情報提供 		●————→			15
16			<ul style="list-style-type: none"> ・西予市空き家情報提供制度 ・西予市空き家財道具等処分費補助事業 	建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・制度・事業の活用 ・空き家等の情報提供 		●————→			16
17			<ul style="list-style-type: none"> ・西予市新規出店者店舗改修補助事業 ・西予市店舗リニューアル補助事業 ・西予市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定 	経済振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・制度・事業の活用 ・空き店舗等の情報提供 		●————→			17
18			<ul style="list-style-type: none"> ・イメージハンプ等の設置 	建設課	<ul style="list-style-type: none"> 道路空間の安全な利用 		●→			

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第1 宇和地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系		部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗		役割分担		実施時期			No
				各課が実施する施策・事業		担当課	市民の 役割	短期	中期	長期	
19	⑤バリアフリー・ユニバーサル デザインの推進		・「卯之町『はちのじ』まちづくり整備事業」や市街地整備事業において、道路空間や施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインに努めます。 ・駅前エリアでは、公共スペースとして、子どもから高齢者、障がい者など誰もが快適に利用できる、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行うとともに、防災機能にも配慮した計画を行います。 ・重伝建エリアでは、老若男女、訪れる誰もが過ごしやすく、利用しやすい空間となるよう、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。	・ユニバーサルデザインに配慮した各種施設整備の実施		建設課ほか	-	●————→			19
20				・各施設への多目的トイレの設置		政策推進課	-	●————→			20
21	(2)市街地ゾーンの整備方針		・既成市街地においては、優先順位を見極めながら生活道路の整備等を進め、良好な居住環境の維持・形成を図ります。 ・肱川沿いの低層住宅地においては、河川や優良な農地に隣接した環境を活かしながら、ゆとりある良好な住環境の形成・保全を図ります。 ・現在住居系の用途地域の指定を検討している上松葉地区・下松葉地区における住宅地では、保育所や小学校に近いという立地を活かし、子育て世代や移住者等の定住に向けて、生活利便性の高い住宅地としての整備を図ります。 ・坂戸地区等、用途地域の指定は無いものの、用途地域の縁辺部で居住の集積が進みつつある地区については、人口の動向等を見極めて、引き続き用途地域の見直しに取り組みます。 ・国道56号と主要地方道宇和野村線が交差する区域は、交通の重要な結節点となり利便性が高いことから、この区域における商業業務機能の集積を促進します。 ・国道56号の沿道においては、良好な住環境を保全しつつ賑いのある商業環境を形成するため、多様な用途の共存を許容しながら、開発行為の動向把握と必要に応じた指導、屋外広告物の適正化に努めます。	・生活道路の整備		建設課	・事業の参加・協力 ・生活道路の管理(掃除・除草等)	●————→			21
22				・居住誘導区域の指定による、住宅の誘導		建設課	-	●————→			22
23				・用途地域の指定(再掲)		建設課	-	●——→			23
24				・地区計画、屋外広告物条例等、沿道環境の向上に向けた施策の検討		建設課	・施策検討への参加 ・制度への理解・遵守(適切な申請等)	●————→			24
25				・西予市新規出店者店舗改修補助事業 ・西予市店舗リニューアル補助事業		経済振興課	・制度・事業の活用 ・空き店舗等の情報提供	●——→			25
26	(3)一般宅地ゾーンの整備方針		・既成市街地で増加しつつある空き家・空き地を活用し、中心拠点の周辺など便利な地区において、若い世代や子育て世代をはじめとした居住の誘導に努めます。	・西予市危険空屋除却事業		建設課	・制度・事業の活用 ・空き家等の情報提供	●————→			26
27				・西予市空き家情報提供制度 ・西予市空き家家具等処分費補助事業 ・西予市移住定住促進空き家活用事業 ・西予市移住者住宅改修支援事業		まちづくり推進課		●————→			27
28	(3)一般宅地ゾーンの整備方針		・一般住宅地では、優先順位を見極めながら生活道路の整備等を進め、良好な居住環境の維持・形成を図るとともに、空き家・空き地の発生抑制対策や利活用を検討します。	・生活道路の維持・整備		建設課	生活道路の管理(掃除・除草等)	●————→			28
29				・農地付き空屋活用制度		建設課	・制度・事業の活用 ・空き家等の情報提供	●————→			29

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第1 宇和地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系	部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗	役割分担		実施時期			No	
			各課が実施する施策・事業	担当課	市民の 役割	短期	中期	長期		
30	(4)産業ゾーンの整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・西予宇和インターチェンジ付近の産業拠点周辺においては、交通の利便性を活かし、商業・流通業務機能の集積・企業誘致を促進するため、周辺の営農環境や居住環境に配慮しながら、地区計画制度の活用や用途地域の指定などによる適切な土地利用を図ります。 ・伊賀上地区及び皆田地区の産業ゾーンは、既に工場等の立地が進んでいます。周辺の営農環境や居住環境を守るため、このような土地利用の拡散を防ぐとともに、このゾーンにおいては既存企業の操業環境の保全と新たな企業誘致の促進を目的に、将来的な用途地域の指定検討など適切な土地利用を図ります。 	・用途地域の指定検討	建設課	-		●→		30	
31			・企業誘致活動の実施	経済振興課	-		●→			31
32	(5)集落・農地ゾーンの整備方針	①集落環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・宇和市街地の周辺で盆地状となっている地域においては、広がりのある農地と一体となって農村集落が形成されています。田園的な環境の保全を基本として、生活道路や公園広場の維持・管理、集落排水への接続や小型合併処理浄化槽の設置促進等により、居住環境の整備を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活道路の維持・整備 ・公園広場の維持管理 	建設課	・生活道路や公園の管理(掃除・除草等)	●→			32
33			<ul style="list-style-type: none"> ・整備済みの農業集落排水への接続推進 ・小型合併浄化槽の設置推進 	上下水道課	・集落排水への接続や小型合併処理浄化槽の設置(市補助事業の活用)	●→			33	
34		<ul style="list-style-type: none"> ・既成市街地の縁辺部で人口が増加しつつある地区においては、農地等周辺環境に配慮しながら、適切に土地利用をコントロールするため、用途地域の指定を検討します。 	・用途地域の指定に向けた検討	建設課	-		●→		34	
35		②小さな拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館(集会所)や旧小学校等を核に、旧小学校区エリアに設置する地域づくり組織が主体となって行う小さな拠点づくりを支援し、市民と協働が必要となる生活サービス機能の維持・確保について検討します。 ・宇和地域の小学校再編に伴う、学校施設の新築・改修に努めるとともに、休校・廃校となった校舎は、企業や住民団体による利活用を促し、地域の活力向上につなげていきます。 ・小規模多機能自治活動拠点として、小さな拠点における自治センターの整備を検討します。 ・手上げ型交付金制度を活用し、小さな拠点等において、市民が主体となった地域づくりを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の整備 ・学校施設整備事業 ・学校施設修繕事業 ・学校再編推進事業 	教育委員会	-	●→			35
36	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館を自治センターに移行推進 ・社会教育法による公民館ではなくることから、地域課題を解決するために必要な収益事業等の取組の推進。 			まちづくり推進課	・事業の参加・協力 ・自治センターの活用	●→			36	
37	<ul style="list-style-type: none"> ・せいの地域づくり交付金事業の促進 			まちづくり推進課	・制度の活用 ・交付金事業への参加、事業実施	●→			37	
38	<ul style="list-style-type: none"> ・せいの地域づくり交付金事業と連携した小さな拠点整備の推進 			まちづくり推進課		●→			38	
39	③災害防止のための市街化の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・既成市街地の縁辺部で保安林区域や砂防指定地等、各種法令に基づき災害の危険性が高い区域として指定・公表されている区域は、災害防止のため開発を抑制するとともに、新たな指定も検討します。 	・防災マップの定期的な更新	危機管理課	・ハザード情報の入手	●→			39	

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第1 宇和地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系		部門別・地域づくりの方針		施策・事業の進捗		役割分担		実施時期			No				
					各課が実施する施策・事業		担当課	市民の 役割	短期	中期	長期					
40	④農地の保全		・営農集団や農業経営の法人化等を推進し、優良農地の適切な保全に努めるとともに、農産物の生産振興を図ります。	・西予市農産物出荷者支援育成支援事業(市単)		農業水産課	・担い手育成活動への積極的な参加	●	→			40				
41				・用途地域による適切な農地保全		建設課	-	●	→				41			
42	(6)森林・河川・湖沼ゾーンの整備方針		・森林や河川、湖沼など、宇和地域の豊かな自然の適切な保全と活用を図ります。	・多面的機能支払交付金事業 ・ため池整備事業		農業水産課	・交付金事業の活用 ・地域の共同活動の活発化	●	→			42				
43				・肱川の親水空間の整備検討		建設課	・検討への参加		●	→			43			
2.都市施設																
44	(1)道路・交通ネットワークの整備方針	①道路の整備	ア)広域連携軸の整備	・高速道路及び一般国道は、本市の広域連携軸を構成しており、国や県と連携しながら、市内外、さらには県外との連携強化に向けて整備を促進します。 ・円滑で快適な移動を促進するため、高速道路の料金体系の見直しやパーキングエリアやスマートインターチェンジの設置要望等の検討を行います。		建設課	-			●	→		44			
45				・国道56号をはじめ、主要幹線道路を適切に維持します。		建設課	-	●	→					45		
46				イ)拠点間連携軸の整備	・拠点間を結ぶ主要地方道は、本市の拠点間連携軸を構成しており、引き続き県と連携して機能維持を図るとともに、整備を促進します。 ・主要地方道宇和明浜線は、内陸部と臨海部をつなぐ路線として、県と連携して整備を促進します。		・主要地方道宇和明浜線の整備促進		建設課	-	●	→			46	
47					・主要地方道宇和明浜線の野福峠における緑地形成(桜の植林)		建設課	-			●	→			47	
48				ウ)地域間連携軸の整備	・一般県道は、本市の地域間連携軸を構成しており、引き続き県と連携して機能維持を図るとともに、整備を促進します。 ・田之筋地区の幹線となる一般県道鳥坂宇和線は、一部未整備区間が残っており、引き続き整備を図ります。		・一般県道宇和高山線、鳥坂宇和線の整備促進		建設課	-	●	→			48	
49					・一般県道の維持管理		建設課	-	●	→					49	
50				エ)生活道路の整備	・未整備区間の残る市道の整備に努めるとともに、主要な市道など地区の幹線道路、区画道路の適切な維持管理を図ります。		・未整備市道の整備		建設課	-	●	→			50	
51					・宇和市街地の居住を誘導する区域において、必要性の高い路線から、優先的に維持・管理、整備を図り、梯子型の道路網の形成を図ります。		・区画道路の整備		建設課	-					51	
52					・市民のニーズや財政状況を見極めつつ、必要性の高い路線から維持・管理及び整備を推進することにより、日常生活の利便性の向上に努めます。		・道路の維持管理の推進		建設課	・道路の管理(掃除・除草等)	●	→				52
53					・旧町地区212号線改良		建設課	-	●	→					53	
54					・旧町地区277号線改良		建設課	-			●	→			54	
55					・石城地区209号線改良		建設課	-	●	→			●	→		55
56				・1級路線3号線改良		建設課	-					●	→		56	

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第1 宇和地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系		部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗	役割分担		実施時期			No
				各課が実施する施策・事業	担当課	市民の役割	短期	中期	長期	
57				・1級路線6号線改良	建設課	-			●→	57
58				・2級路線12号線改良	建設課	-	●→			58
59				・旧町地区223号線改良	建設課	-	●→	→		59
60				・旧町地区281号線改良	建設課	-	●→			60
61				・田之筋地区65号線改良	建設課	-	●→			61
62				・下宇和地区44号線改良	建設課	-			●→	62
63				・田之筋地区69号線改良	建設課	-			●→	63
64		オ)歩道や自転車道等の確保	・歩行者や自転車の安全な通行を確保するため、主要な道路において自転車歩行者道等を整備中であり、引き続き整備を推進します。 ・中心拠点周辺における回遊の促進と、公共公益施設や文化施設のネットワークの形成に向けて、県と連携しながら、バリアフリーに配慮した自転車・歩行者空間の確保を図ります。	・歩道の整備	建設課	事業の協力 維持管理の協力	●→	→		64
65		カ)都市計画道路の整備	・地区幹線道路となっている都市計画道路については、その必要性・実現性を見極めて見直しを行っており、引き続き見直しに努めます。 ・必要性の高い路線について、計画的な整備に努めます。	・都市計画道路の見直し	建設課	-			●→	65
66				・都)7.6.3中野町通り線(市道1-10号線)の改良	建設課	-		●→		66
67				・都)3.5.3駅前通り線(市道旧町地区406号線)の整備	建設課	-	●→			67
68		キ)駅前広場の整備	・JR卯之町駅及び周辺地域においては改築又は建替えや暗渠排水整備を含めて、機能的で魅力的な駅前広場の再整備を推進します。	・卯之町駅周辺の整備(駅前広場、自由通路、駅舎等)	建設課	-	●→			68
69		②公共交通網の構築	・「西予市地域公共交通網形成計画」に基づき、市内のすべての集落からの日常的な「おでかけ」を確保するための公共交通を確保します。 ・公共交通を地域・利用者・市民で支える意識を醸成し、公共交通の利用を促進します。 ・JR卯之町駅周辺では、駐車場や駅前広場等の整備を進め、魅力向上を図ります。 ・JR卯之町駅周辺など交通結節点での乗り継ぎの円滑化や車両のバリアフリー化の促進、市の生活交通バスやデマンド乗合タクシーの再編、スクールバスの活用など、公共交通のさらなる改善・利便性の向上に向けて、市民とともに検討を行います。	・市内全域の鉄道・バスの時刻調整と乗継改善、路線集約 ・デマンド乗合タクシーのダイヤ充実と目的地の追加 ・スクールバスの有効活用 ・交通結節点の環境整備 ・公共交通ホームページの充実 ・公共交通利用者、潜在的利用者への利用促進 ・「新 おでかけせいよ」推進体制の整備	まちづくり推進課	・公共交通の積極的な利用	●→	→		69

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第1 宇和地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系	部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗		役割分担		実施時期			No
			各課が実施する施策・事業	担当課	市民の 役割	短期	中期	長期		
70	(2)公園・緑地の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> 「西予市緑の基本計画」に基づき、公園の整備を進めます。 宇和運動公園や御旅公園を観光・レクリエーション機能を持つ公園と位置づけ、既存施設の維持・活用に努めます。また近隣公園以上の規模の公園は、災害時の避難場所となるよう、機能の確保や充実を図るとともに、地域住民へ周知します。 市民と協働しながら、地域の骨格となる緑を守り育て、日常の憩い・交流の場となる緑地づくりを図ります。 既存の公園・広場を活用しながら、身近に利用できる公園・広場を確保します。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑の基本計画に基づく公園整備の推進 	建設課	積極的な緑化活動	●→			70	
71		<ul style="list-style-type: none"> JR卯之町駅の駅前広場の再整備、旧宇和病院跡地における複合施設整備と合わせた広場の整備、重要伝統的建造物群保存地区における中町広場の再整備等に取り組めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 駅前整備や、旧宇和病院跡地の整備と合わせた広場の整備 	建設課	-	●→			71	
72	(3)下水道・河川の整備方針	①下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> 宇和市街地における公共下水道の整備を推進するとともに、接続率の向上に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 整備済みの公共下水道への接続推進 	上下水道課	公共下水道への接続	●→			72
73			<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設の適切な維持管理を図るとともに、長寿命化計画を策定し、施設の改築や更新に取り組めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道長寿命化計画の策定 	上下水道課	-	●→			73
74			<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道の対象となっていない農村集落等においても、住環境の改善と公共用水域の保全を図るため、小型合併処理浄化槽の設置促進等に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 小型合併浄化槽の設置推進 	上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> 小型合併処理浄化槽の設置(市補助事業の活用) 	●→			74
75		②河川の整備	<ul style="list-style-type: none"> 肱川は、臨海部を除く本市の大半の地域を流域とし、宇和市街地を流れる一級河川となっています。また岩瀬川は、田之筋の集落を流れる肱川水系の一級河川です。肱川、岩瀬川を本市の主要な河川として位置づけ、県と連携しながら河川改修等の治水対策を促進します。 宇和市街地において、肱川を活かした地域住民に親しまれる憩いの場や親水空間の確保を検討します。 肱川及びその支流など、河川の適切な維持管理に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川の管理(浚渫等) 	建設課	<ul style="list-style-type: none"> 河川の維持管理活動への参加 	●→			75
76			<ul style="list-style-type: none"> 宇和市街地において、肱川を活かした地域住民に親しまれる憩いの場や親水空間の確保を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 肱川の河川改修の促進 	建設課	-	●→			76
77			<ul style="list-style-type: none"> 肱川及びその支流など、河川の適切な維持管理に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 肱川の親水空間の整備検討 	建設課	<ul style="list-style-type: none"> 検討への参加 		●→		77
78	(4)その他の都市施設の整備方針	①医療施設・社会福祉の整備	<ul style="list-style-type: none"> 市立西予市民病院を核に、健康・医療・福祉に着目したまちづくりを推進します。 旧宇和病院跡地は、図書館と地域交流センターとの複合施設、福祉施設、子育て支援施設等の整備を図るとともに、米博物館と連携したまちづくりを推進します。 既存の高齢者福祉施設や児童福祉施設における設備の充実やサービスの向上、施設の有効活用を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市再生整備計画事業 複合施設新築(図書館・地域交流センター) 	建設課	<ul style="list-style-type: none"> 事業の参加・協力 	●→			78

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第1 宇和地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系	部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗		役割分担		実施時期			No
			各課が実施する施策・事業	担当課	市民の 役割	短期	中期	長期		
79	②教育文化施設の整備	・県立歴史文化博物館や図書館等の教育文化施設について、整備、充実及び有効活用を図ります。 ・小学校の規模の適正化(統廃合を含む)の検討やこれに伴う施設の新築・改修、既存の小・中学校の学校施設の充実に努めるとともに、現代社会に対応した施設整備の推進により、教育環境の向上を図ります。	・小中学校の施設の整備	教育委員会	・事業の参加・協力	●→			79	
80	③その他の施設の整備	・公営住宅については、定住促進や高齢者、障がい者、子育て世帯等へ配慮した上で、適正な配置に努めるとともに、耐震化や予防保全的な維持管理を図ります。 ・生活排水等のし尿処理については、平成29年に完成した西予市衛生センターによって適正な処理を行います。	・その他都市施設の管理 (西予市衛生センター、宇和火葬場、防火水槽)	建設課ほか	-	●→			80	
3.自然・景観										
81	(1)自然の保全・整備の方針	①水辺の保全・整備	・宇和地域の水辺環境としては、肱川とその支流が地域を流れるとともに、農業用ため池が分布します。水辺環境の保全整備を図るとともに、河川沿いの親水空間の整備について検討を行います。	・肱川の親水空間の整備検討(再掲)	建設課	事業の参加・協力		●→		81
82			・全国名水百選のひとつに選ばれている「観音水」を保全します。	・観音水の保全活動、観音水を活用したイベントの実施	経済振興課	観音水を活用したイベントの実施	●→			82
83			・県営治山事業の推進、小型合併処理浄化槽の設置促進等により、河川の水源涵養機能の増進と河川環境の維持・保全に努めます。	・県営治山事業の活用	林業課	-	●→			83
84				・小型合併浄化槽の設置推進(再掲)	上下水道課	・小型合併処理浄化槽の設置(市補助事業の活用)	●→			84
85			・老朽ため池の整備、管理者不在で防災上問題のある農業用ため池の廃止を進めます。	・ため池整備事業	農業水産課	-	●→			85

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第1 宇和地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系	部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗		役割分担		実施時期			No
			各課が実施する施策・事業	担当課	市民の 役割	短期	中期	長期		
86	②農地の保全・整備	<ul style="list-style-type: none"> 宇和地域の盆地状となっている地域においては、農村集落と一体的に形成された整備済みの優良農地が展開しており、農地の保全と農村環境の調和に継続的に取り組みます。 過去には、絶滅が危惧されているツル類やコウノトリが飛来しており、多様な生態系を維持できるよう、水辺環境の保全・整備に努めます。 農地の多面的機能の維持・発揮に向けて、営農活動の支援や地域活動の支援に取り組みます。 農村集落における優良農地の適切な維持・保全、耕作放棄地の対策を図るとともに、担い手による農地整備を促進します。 市民と協働し、農業の担い手や経営体の育成と経営規模の拡大支援、集落営農の促進、農地流動化対策等に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 多面的機能支払交付金事業(再掲) 農地中間管理機構関連農地整備事業 	農業水産課	<ul style="list-style-type: none"> 交付金事業の活用 地域の共同活動の活発化 	●————→			86	
87			<ul style="list-style-type: none"> 多様な生態系を維持するための環境保全、整備の検討 	環境衛生課	<ul style="list-style-type: none"> 事業の参加・協力 	●————→			87	
88	③森林の保全・整備	<ul style="list-style-type: none"> 森林は、保全・育成を図ることを基本とし、住宅開発や工場立地等の開発抑制を図ります。 森林の多面的機能の維持・発揮に向けて、担い手の育成に取り組みるとともに、環境教育やレクリエーションの場として、森林の活用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 森林経営計画の推進(林業活性化プロジェクト) 森林整備担い手確保育成対策事業 林業研究グループ育成事業 	林業課	<ul style="list-style-type: none"> 事業の参加・協力 林業の継続 担い手育成や研究グループ活動への参加 	●————→			88	
89			<ul style="list-style-type: none"> 市街地及び集落の背後に位置する里山の保全・育成を図るものと、間伐等の適切な管理に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 里山放置竹林対策整備事業の活用(事業主体:森林基金) 間伐材出荷促進対策事業 	林業課	<ul style="list-style-type: none"> 事業の参加・協力 	●————→			89
90	④自然の活用	<ul style="list-style-type: none"> 卯之町の歴史的な町並み等、四国西予ジオパークの「サイト」や観光資源と一体となって自然資源の活用を図ります。また、卯之町駅を拠点とした四国西予ジオパークの観光ネットワークづくりを検討します。 ジオサイトを活用したフットパスコースを整備し、ジオパークの新たな楽しみ方を提供します。 ジオサイトに関連するイベントの開催、「名水百選・観音水」など自然を活かした観光資源の活用等に取り組み、観光誘客につなげていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 文化の里休憩所を活用した、ジオサイトへの案内拠点の整備 	経済振興課(町並み関係)	<ul style="list-style-type: none"> 事業の参加・協力 	●→			90	
91			<ul style="list-style-type: none"> 四国西予ジオパークの多様な自然と歴史文化を背景に、海・山・里にわたる環境スポーツイベントを開催 	経済振興課(都市計画・観光)	<ul style="list-style-type: none"> イベントへの積極的な参加 	●→			91	
92			<ul style="list-style-type: none"> 四国西予ジオパークの推進 	まちづくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> 事業の参加・協力 	●————→			92	
93			<ul style="list-style-type: none"> フットパス整備の推進 	建設課	<ul style="list-style-type: none"> 事業の参加・協力 フットパスの活用 	●→			93	
94	(2) 景観の保全・整備の方針	①市街地景観の保全・整備	<ul style="list-style-type: none"> 卯之町の重要伝統的建造物群保存地区及びその周辺では、景観に関する市民の意識啓発を図り、市民と協働して、歴史的町並みと調和した景観形成に努めます。 卯之町地区の景観を守り、継承していくため、景観法に基づく「(仮)卯之町地区景観計画」の策定を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 卯之町地区景観計画の策定(再掲) 卯之町地区の修景整備の推進 	建設課	<ul style="list-style-type: none"> 事業の参加・協力 相談会など景観づくり活動への参加 	●→			94
95			<ul style="list-style-type: none"> 他市町村との連携、先進地視察の推進 伝建地区内での修理修景相談会の実施 	経済振興課		●————→			95	
96			<ul style="list-style-type: none"> 卯之町観光まちづくり計画(仮称)策定 	経済振興課	<ul style="list-style-type: none"> 計画検討への参加 		●→		96	

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第1 宇和地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系	部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗		役割分担		実施時期			No
			各課が実施する施策・事業		担当課	市民の 役割	短期	中期	長期	
97	②自然景観の保全・整備	・森林、河川・水面、田園等は、本市の景観の骨格であるとともに、生物多様性の礎でもあることから、「四国西予ジオパーク」の取組や市民と協働した活動により、適切に保全・整備を図ります。 ・農山村集落においては、まとまった住宅地区と周辺の農地を山地が取り囲み、良好な景観が形成されています。これらの景観を市民と協働して保全するとともに、景観に調和した居住環境の整備を推進します。 ・地域ならではの景観の形成に向けて、四国西予ジオパークの「サイト」等、周辺の景観保全について検討を行います。	・多面的機能支払交付金事業 ・水田生態系環境対策事業	農業水産課	・交付金事業の活用 ・地域の共同活動の活発化	●	→		97	
98			・林業研究グループ育成事業	林業課	・事業の参加・協力 ・研究グループ活動への参加	●	→		98	
99			・多面的機能支払交付金事業(再掲)	農業水産課	・交付金事業の活用 ・地域の共同活動の活発化	●	→		99	
100			・森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業	林業課	事業の参加・協力	●	→		100	
101			・四国西予ジオパークの推進(再掲)	まちづくり推進課	事業の参加・協力	●	→		101	
4.防災・減災										
102	(1)防災・減災	①防災・減災体制の確立	・自然災害の防止については、防災施設の整備と災害時における避難体制の確立が重要であり、避難路・避難場所等の整備を図るとともに、自主防災組織の活動を支援します。 ・防災行政無線のデジタル化に取り組みます。 ・総合防災マップの周知による防災意識の啓発、防災訓練の充実化など、市民と連携し、防災・減災対策に努めます。	・防災行政無線デジタル整備事業	危機管理課	-	●	→		102
103			・自主防災組織活動育成補助金 ・家具転倒防止対策費補助金 ・防災対策啓発活動事業 ・災害対策マネジメント事業	・防災訓練等、自主防災組織の活動実施		●	→		103	
104			・自主防災組織と連携した避難施設等の防災施設の整備推進	建設課	事業の参加・協力	●	→		104	
105			・大規模災害の発生時に備えて、他地域や近隣市町と連携した広域的な避難の受け入れや応援について検討します。	・自主防災組織活動育成補助金(再掲) ・災害対策マネジメント事業(再掲) ・防災訓練実施事業	危機管理課	・事業の参加・協力	●	→		105
106			②市街地の防災対策	・宇和市街地の住宅が密集する地区においては、優先的に安全対策を実施する箇所を見極めながら、区画道路の整備を推進します。 ・建築物の耐震・耐火構造化や空き家等老朽危険家屋等の除却を進め、防災機能の向上に努めます。	・区画道路の整備(再掲)	建設課	-	●	→	
107		・木造住宅耐震診断事業 ・木造住宅耐震改修事業 ・住宅リフォーム事業		建設課	・耐震診断・改修、リフォーム等の実施(市補助事業の活用)	●	→		107	

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第1 宇和地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系		部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗	役割分担		実施時期			No
				各課が実施する施策・事業	担当課	市民の 役割	短期	中期	長期	
108			<ul style="list-style-type: none"> ・卯之町の重要伝統的建造物群保存地区においては、幅員の狭い道路が多く災害時の安全確保等が重要となっています。 ・倒壊や火災の危険性が高い住宅密集地を改善するため、地区計画の導入等による市街地の整備を推進します。 ・火災発生時の延焼拡大を防止するため、防火地域や準防火地域の指定を検討します。 ・地震、洪水災害に備え、避難路、緊急輸送路または延焼防止空間となる道路・街路の整備を推進します。 ・災害時の防災拠点として、市役所や卯之町駅周辺の整備を図ります。 ・宇和運動公園や御旅公園等、避難先としてふさわしい都市計画公園等の機能強化を図ります。 ・一定期間滞在する避難所に想定される市立小中学校、地区公民館、市立保育所等の耐震対策を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織活動育成補助金(再掲) ・家具転倒防止対策費補助金(再掲) ・防災対策啓発活動事業(再掲) ・防災訓練実施事業(再掲) 	危機管理課	・防災訓練等、自主防災組織の活動実施	●————→			108
109				<ul style="list-style-type: none"> ・西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区防災計画策定 	経済振興課	計画策定の参加・協力	●————→			109
110		③中山間地域の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ・宇和地域の中山間地域には、山腹の急斜面に集落が位置しており、集落の安全を確保するため、土砂災害対策事業の継続、防災訓練の支援、総合防災マップの配布等による災害情報の周知等に取り組みます。 ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域など、土砂災害が懸念される区域等については、開発の抑制とともに、必要な土砂災害防止施設の整備を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織活動育成補助金(再掲) ・防災訓練実施事業(再掲) ・防災対策啓発活動事業(再掲) 	危機管理課	・防災訓練等、自主防災組織の活動実施	●————→			110
111				<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害対策事業の継続 	建設課	事業の参加・協力	●————→			111
112		④事前復興計画	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の充実と活動支援により、日頃からの防災意識の向上を図るとともに、万が一の被災に備えて、市民と協働した事前復興計画の策定等を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前復興計画の策定検討 	危機管理課	・計画策定の参加・協力	●————→			112
その他(市民協働によるまちづくりの推進)										
113	実現化方策	1. 協働によるまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり計画の策定 ・せいの地域づくり交付金事業等の促進 ・地域独自の風土を生かしたまちづくりの実施 	まちづくり推進課	地域の風土を生かした、まちづくりの実践	●————→			113	

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第2 野村地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系	部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗		役割分担		実施時期			No	
			各課が実施する施策・事業		担当課	市民の 役割	短期	中期	長期		
1.土地利用											
1	(1)生活サービス 機能ゾーンの整備 方針	①生活拠点周辺の整備	・野村支所周辺の公民館や乙亥の里等が立地する地区は、野村地域・城川地域の日常生活を支える生活拠点として、既存の生活サービス施設の維持・更新に努めます。 ・野村支所及びその周辺の公会堂等の施設が老朽化していることから、野村支所は、地域の核となり生活拠点に相応しい施設として、建替えと機能の複合化を図ります。	・野村支所の建替え	政策推進課 野村支所総務課	-	●→			1	
2				・都市機能誘導区域の指定による、都市機能施設の誘導	建設課	-	●→			2	
3				・野村保健福祉センターは地域の保健・福祉活動の全般を展開する拠点施設として今後も施設の維持・更新に努める。	健康づくり推進課	-	●→			3	
4				・乙亥の里等の交流施設では平成30年7月豪雨からの復興のシンボルとしての機能も付加し、新たな交流拠点として再整備を図ります。	・乙亥の里の整備	経済振興課 野村支所産業建設課	・事業の参加・協力	●→			4
5				・将来を見据えた各施設の機能の集約、規模の適正化等に取り組めます。	・公共施設の集約、適正化の検討	政策推進課 野村支所	・検討への参加	●→			5
6				・生活拠点を核とした持続的なまちづくりに向けて、市民、商業事業者等と行政が協働したエリアマネジメントの導入に取り組めます。	・エリアマネジメントの視点を持った新たなまちづくりの実施	政策推進課 野村支所	・事業の参加・協力 ・エリアマネジメント活動への参加	●→			6
7	②国道441号沿道の整備	・国道441号沿道は、大規模小売店舗や商店、飲食店、公共施設、住宅などの混在する地域となっています。 ・良好な住環境を保全しつつ賑いのある商業・業務環境を形成するため、多様な用途の共存を許容しながら、開発行為の動向把握と必要に応じた指導、屋外広告物の適正化に努めます。	・開発意向の把握と適切な指導、地区計画や屋外広告物条例の検討など、良好な商業・業務環境の形成に向けた施策の検討	建設課 経済振興課 野村支所産業建設課	・施策検討への参加 ・制度への理解・遵守 (適切な申請等)		●→		7		
8			③商店街の整備	・野村市街地の商店街においては、商店街の後継者不足、それに伴う空き家・空き店舗の増加等が課題となっています。 ・個別商店の魅力向上に向けた支援に取り組むとともに、空き家・空き店舗を活用して起業・開業する人の支援を行い、若い世代等の定住促進につなげます。 ・商店街の内側に位置する住宅密集地の解消に努めます。	・西予市新規出店者店舗改修補助事業 ・西予市店舗リニューアル補助事業	経済振興課 建設課 野村支所産業建設課	・制度・事業の活用 ・空き店舗等の情報提供	●→		8	
9					④バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	・野村支所の建替え整備や市街地整備事業において、道路空間や施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインに努めます。	・新しい野村支所周辺におけるバリアフリー化に対応した道路等の整備	建設課 野村支所産業建設課	-	●→	
10	(2)市街地ゾーンの整備方針	・既成市街地における住宅地では、良好な居住環境の維持・形成に向けて、優先順位を見極めながら区画道路の整備を図ります。 ・既成市街地で増加しつつある空き家・空き地を活用し、生活拠点の周辺など便利な地区において、若い世代や子育て世代をはじめとした居住の誘導に努めます。 ・野村支所周辺整備事業として、野村支所から商店街・乙亥の里への区画道路を整備し、無電柱化の検討を行います。	・区画道路の整備	建設課	-	●→			10		
11			・居住誘導区域の指定による、住宅の誘導	建設課	-	●→			11		
12			・西予市移住定住促進空き家活用事業 ・西予市移住者住宅改修支援事業	まちづくり推進課	・制度・事業の活用 ・空き家等の情報提供	●→			12		
13			・西予市空き家情報提供制度 ・西予市空き家財道具等処分費補助事業	建設課	・制度・事業の活用 ・空き家等の情報提供	●→			13		

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第2 野村地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系	部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗	役割分担		実施時期			No	
			各課が実施する施策・事業	担当課	市民の 役割	短期	中期	長期		
14			・各区長からの要望事項に対処対応を検討	野村支所産業建設課	・支所への要望提出	●	→	→	14	
15	(3)一般宅地ゾーンの整備方針	・一般住宅地では、良好な居住環境の維持・形成に向けて、優先順位を見極めながら区画道路の整備を図るとともに、空き家・空き地の発生抑制対策や利活用を検討します。	・区画道路の整備(再掲)	建設課	-	●	→	→	15	
16			・各区長からの要望事項に対処対応を検討	野村支所産業建設課	・支所への要望提出	●	→	→	16	
17			・市街地南部の脇川右岸住宅地は、河川や優良な農地に隣接した環境を活かし、低層の田園住宅地として、ゆとりある良好な住環境の形成・保全を図ります。	・住宅市街地整備の検討	建設課	・事業の参加・協力	●	→	→	17
18	(4)産業ゾーンの整備方針	・主要地方道宇和野村線沿道、野村高等学校北部の工業地では、流通生産機能の集積と企業誘致に向けて、道路等の基盤整備を推進します。	・企業誘致活動の実施	経済振興課 野村支所産業建設課	-	●	→	→	18	
19	(5)集落・農地ゾーンの整備方針	①集落環境の整備	・野村市街地の周辺には、広がりのある農地と一体となって農村集落が形成されています。田園的な環境の保全を基本として、生活道路や公園広場の維持・管理、集落排水への接続や、小型合併処理浄化槽の設置促進等により、居住環境の整備を推進します。	・生活道路や公園広場の整備、維持管理	建設課 野村支所産業建設課	・生活道路や公園の管理(掃除・除草等)	●	→	→	19
20			・整備済みの集落排水への接続推進 ・小型合併浄化槽の設置推進	上下水道課	・集落排水への接続や小型合併処理浄化槽の設置(市補助事業の活用)	●	→	→	20	
21		②小さな拠点の整備	・公民館(集会所)や旧小学校等を核に、旧小学校区エリアに設置する地域づくり組織が主体となって行う小さな拠点づくりを支援し、市民と協働で必要となる生活サービス機能の維持・確保について検討します。	・学校施設の整備 ・学校施設整備事業 ・学校施設修繕事業	教育委員会	-	●	→	→	21
22			・野村地域の小学校再編に伴う、学校施設の改修に努めるとともに、廃校となった校舎は、企業や住民団体による活用を促し、地域の活力向上につなげていきます。	・公民館を自治センターに移行推進 ・社会教育法による公民館ではなくなることから、地域課題を解決するために必要な収益事業等の取組の推進	まちづくり推進課	・事業の参加・協力 ・自治センターの活用	●	→	→	22
23			・小規模多機能自治活動拠点として、小さな拠点における自治センターの整備を検討します。	・せいの地域づくり交付金事業の促進	まちづくり推進課	・制度の活用 ・交付金事業への参加、事業実施	●	→	→	23
24			・手上げ型交付金制度を活用し、小さな拠点等において、市民が主体となった地域づくりを支援します。	・せいの地域づくり交付金事業と連携した小さな拠点整備の推進	建設課	●	→	→	24	
25			・地域の公共施設のあり方検討、利活用	野村支所教育課	・検討への参加	●	→	→	25	
26	③災害防止のための市街化の抑制	・既存市街地の縁辺部で土砂災害警戒区域等、各種法令に基づき災害の危険性が高い区域として指定・公表されている区域は、災害防止のため開発を抑制するとともに、新たな指定も検討します。	・防災マップの定期的な更新	危機管理課	・ハザード情報の入手	●	→	→	26	
27	④農地の保全	・営農集団や農業経営の法人化等を推進し、優良農地の適切な保全に努めるとともに、農産物の生産振興を図ります。	西予市農産物出荷者支援育成支援事業(市単)	農業水産課 (野村支所産業建設課)	・担い手育成活動への積極的な参加	●	→	→	27	

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第2 野村地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系	部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗		役割分担		実施時期			No		
			各課が実施する施策・事業		担当課	市民の 役割	短期	中期	長期			
28	(6)森林・河川・湖沼ゾーンの整備方針	・森林や河川、湖沼など、野村地域の豊かな自然の適切な保全と、ジオサイトの整備やカヌーの拠点となる施設等の整備により、活用を図ります。	・四国西予ジオパークの推進		まちづくり推進課 野村支所	・事業の参加・協力	●————→			28		
29			・多面的機能支払交付金制度 ・ため池整備事業		農業水産課		・交付金事業の活用 ・地域の共同活動の 活発化	●————→			29	
2.都市施設												
30	(1)道路・交通ネットワークの整備方針	①道路の整備	ア)広域連携軸の整備	・一般国道は、本市の広域連携軸を構成しており、国や県と連携しながら、市内外、さらには県外との連携強化に向けて整備を促進します。 ・国道441号の改良を継続して要望・実施するとともに、道路管理者と連携して主要幹線道路を適切に維持します。	・国道441号の改良要望、維持管理(国・県と連携)		建設課	-	●————→			30
31					・改良の継続要望を実施する。		野村支所産業建設課		●————→			31
32			イ)拠点間連携軸の整備	・拠点間を結ぶ主要地方道は、本市の拠点間連携軸を構成しており、引き続き県と連携して機能維持を図るとともに、主要地方道野村柳谷線など未整備路線の整備を促進します。	・主要地方道の維持管理		建設課	-	●————→			32
33					・県と連携し、機能維持に努める。		野村支所産業建設課		●————→			33
34			ウ)地域間連携軸の整備	・一般県道は、本市の地域間連携軸を構成しており、引き続き県と連携して機能維持を図るとともに、整備を促進します。また、災害時における集落の孤立を防ぐため、崩壊の恐れのある危険箇所の解消に努めます。	・県道野村柳谷線の整備促進		建設課 野村支所産業建設課	・道路の管理(掃除・除草等)	●————→			34
35					・崩壊危険箇所の発見、早期対策		建設課 野村支所産業建設課		・崩壊危険箇所の報告	●————→		
36			エ)生活道路の整備	・集落と県道を結ぶ主要な市道など地区の幹線道路、区画道路の適切な維持管理を図るとともに、災害時における集落の孤立を防ぐため、崩壊の恐れのある危険箇所の解消に努めます。	・生活道路の整備・維持管理		建設課	・道路の管理(掃除・除草等)	●————→			36
37					・維持管理補修事業の実施		野村支所産業建設課		●————→			37
38					・崩壊危険箇所の発見、早期対策		建設課 野村支所産業建設課	・崩壊危険箇所の報告	●————→			38
39					・中筋大洲線改良		建設課	-	●————→			39
40					・荷刺大西鎌田西線改良		建設課	-	●————→			40
41					・植木成穂線舗装		建設課	-	●————→			41
42					・中通川線舗装		建設課	-	●————→			42
43					・阿下釜川線舗装		建設課	-	●————→			43
44					・区画道路の整備(再掲)、維持管理		建設課 野村支所産業建設課	-	●————→			44
45					・本村滝山線改良		建設課 野村支所産業建設課	-	●————→			45
46			・河成堂野窪線改良		野村支所産業建設課	-	●————→			46		
47			・栗木川平線改良		建設課 野村支所産業建設課	-	●————→			47		
48	・大和田前石線舗装		野村支所産業建設課	-	●————→			48				

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第2 野村地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系			部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗	役割分担		実施時期			No
					各課が実施する施策・事業	担当課	市民の 役割	短期	中期	長期	
49					・大重長谷線改良	野村支所産業建設課	-	→			49
50					・野村城川線改良	建設課 野村支所産業建設課	-		→		50
51					・知野竜徳線改良	建設課 野村支所産業建設課	-	→			51
52			オ) 歩道や自転車道等の確保	・生活拠点周辺における回遊の促進と、公共公益施設や文化施設のネットワークの形成に向けて、県と連携しながら、バリアフリーに配慮した自転車・歩行者空間の確保を図ります。	・歩道の整備	建設課	事業の協力 維持管理の協力	→		→	52
53			カ) 都市計画道路の整備	・地区幹線道路となっている都市計画道路については、その必要性・実現性を見極めて見直しを行っており、整備状況を踏まえながら引き続き見直しに努めます。	・都市計画道路の見直し	建設課	-	→			53
54				・必要性の高い路線について、計画的な整備に努めます。また、都市計画道路中村緑ヶ丘線において歩道を整備中であり、引き続き安全な歩行空間の確保に向けて、歩道の整備を進めます。	・(都) 中村緑ヶ丘線の歩道整備	建設課	-	→			54
55					・都) 新町線(徳城線)の整備	建設課	-			→	55
56			②公共交通網の構築	・「西予市地域公共交通網形成計画」に基づき、市内のすべての集落からの日常的な「おでかけ」を確保するための公共交通を確保します。 ・公共交通を地域・利用者・市民で支える意識を醸成し、公共交通の利用を促進します。 ・宇和島自動車の野村営業所周辺など交通結節点での乗り継ぎの円滑化や車両のバリアフリー化の促進、中山間地域における市の廃止代替バス・生活交通バスの再編、スクールバスの活用など、公共交通のさらなる改善・利便性の向上に向けて、市民とともに検討を行います。	・市内全域の鉄道・バスの時刻調整と乗継改善、路線集約 ・廃止代替バスの見直し ・デマンド乗合タクシーのダイヤ充実と目的地の追加 ・スクールバスの有効活用 ・交通結節点の環境整備 ・公共交通ホームページの充実 ・公共交通利用者、潜在的利用者への利用促進 ・「新 おでかけせいよ」推進体制の整備 ・デマンドタクシー活用ビデオ制作事業	まちづくり推進課 野村支所総務課	・公共交通の積極的な利用	→			56
57			(2)公園・緑地の整備方針	・「西予市緑の基本計画」に基づき、公園の整備を進めます。 ・野村地区公園や愛宕山公園を観光・レクリエーション機能を持つ公園と位置づけ、既存施設の維持・活用に努めます。また近隣公園以上の規模の公園は、災害時の避難場所となるよう、機能の確保や充実を図るとともに、地域住民へ周知します。 ・市民と協働しながら、地域の骨格となる緑を守り育て、日常の憩い・交流の場となる緑づくりを図ります。 ・平成30年7月豪雨で被災した河川沿いは、市民の交流の場や災害復興のメモリアルとなる公園・広場・緑地を整備します。	・緑の基本計画に基づく公園整備の推進	建設課 野村支所産業建設課	・積極的な緑化活動	→			57
58					【肱川周辺整備】 都市構造再編集集中事業 ・市道徳城線改良 ・市道昭和線改良 小規模住宅地区等改良事業 ・市道阿下釜川線改良 都市防災総合推進事業	建設課 野村支所産業建設課	・野村復興デザインプロジェクトへ参画	→			58
59				・野村市街地の南側及び東側の区域を利用圏とする身近な公園広場の整備について検討します。	・身近な公園広場の確保策の検討	建設課 野村支所産業建設課	-			→	59

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第2 野村地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系		部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗	役割分担		実施時期			No							
				各課が実施する施策・事業	担当課	市民の 役割	短期	中期	長期								
60	(3)下水道・河川の整備方針	①下水道の整備	・野村市街地においては公共下水道の整備が完了しており、今後は接続率の向上に努めます。	・公共下水道への接続促進	上下水道課 野村支所産業建設課	-	●→			60							
61				・公共下水道への接続促進 (下水道の日等における防災無線放送での推進年2回(夏季・冬季)広報配布時に推進チラシ同封)	上下水道課 野村支所産業建設課						61						
62				・下水道施設の適切な維持管理を図るとともに、長寿命化計画を策定し、施設の改築や更新に取り組みます。									62				
63				・公共下水道の対象となっていない農村集落等においても、住環境の改善と公共用水域の保全を図るため、小型合併処理浄化槽の設置促進等に努めます。	・小型合併浄化槽の設置推進						上下水道課 野村支所産業建設課	・小型合併処理浄化槽の設置(市補助事業の活用)	●→				63
64				②河川の整備	・肱川は、臨海部を除く本市の大半の地域を流域としており、また野村市街地を流れる河川となっています。平成30年7月豪雨による肱川の氾濫により浸水被害を受けたため、河川管理者や河川整備促進協議会と連携して肱川における河川改修等の治水対策を促進します。 ・野村市街地において、肱川を活かした地域住民に親しまれる憩いの場や親水空間の確保を検討します。 ・稲生川の補修、水路の整備など、河川管理者と連携して身近な河川や水路の整備・維持管理に努めます。						・肱川流域河川整備(計画)の早期実現	建設課	・事業への参画 ・河川の維持管理活動への参加	●→			64
65	・肱川の親水空間の整備検討	建設課	・野村復興デザインプロジェクトへ参画			●→			65								
66	(4)その他の都市施設の整備方針	①医療施設・社会福祉の整備	・市立野村病院は、隣接する老人保健施設と合わせて有効活用を図るとともに、市内の各病院と連携し、健康・医療・福祉に着目したまちづくりを推進します。 ・既存の高齢者福祉施設や児童福祉施設における設備の充実やサービスの向上、施設の有効活用を図ります。	・野村市民病院等の維持・更新	健康づくり推進課	・事業の参加・協力	●→			66							
67		②教育文化施設の整備	・ゆめちゃんこや野村シルク博物館等の教育文化施設について、整備、充実及び有効活用を図ります。 ・小・中学校の既存施設の改修や現代社会に対応した施設整備の推進により、教育環境の向上を図ります。	・小・中学校の施設等の維持・更新	教育委員会	・事業の参加・協力	●→			67							
68		③その他の施設の整備	・公営住宅については、定住促進や高齢者、障がい者、子育て世帯等へ配慮した上で、適正な配置に努めるとともに、耐震化や予防保全的な維持管理を図ります。 ・ごみ処理については、野村クリーンセンターの休止や廃棄物排出量の増加に対応するため、近隣市町との処理の広域化等、適切な廃棄物処理のあり方を検討します。	・災害公営住宅の整備	建設課	・事業の参加・協力	●→			68							
3.自然・景観																	
69	(1)自然の保全・整備の方針	①水辺の保全・整備	・野村地域の水辺環境としては、肱川とその支流が地域を流れるとともに、農業用ため池が分布します。また、野村ダム・鹿野川ダムのダム湖が位置しており、このような水辺環境の保全整備を図るとともに、河川沿いの親水空間の整備について検討を行います。	・肱川の親水空間の整備検討(再掲)	建設課	・野村復興デザインプロジェクトへ参画	●→			69							

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第2 野村地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系	部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗		役割分担		実施時期			No
			各課が実施する施策・事業		担当課	市民の 役割	短期	中期	長期	
70			・県営治山事業の推進、小型合併処理浄化槽の設置促進等により、河川の水源涵養機能の増進と河川環境の維持・保全に努めます。	・県営治山事業の活用	林業課	-				70
71			・小型合併浄化槽の設置推進(再掲)	上下水道課 野村支所産業建設課	・小型合併処理浄化槽の設置(市補助事業の活用)					71
72			・老朽ため池の整備、管理者不在で防災上問題のある農業用ため池の廃止に取り組みます。	・ため池整備事業	農業水産課 野村支所産業建設課	-				72
73			・野村ダム、鹿野川ダムでは、ダム施設・設備の適正な維持管理に努めるとともに、「ほわいとファーム」など周辺施設と連携しながら、ダム湖を活用したイベントの開催等を検討します。	・ダム施設・設備の適切な維持管理	建設課	-				73
74				・ダム湖を活用したイベントの検討	経済振興課	・検討への参加				74
75				・朝霧湖マラソン・納涼花火大会への参画	野村支所	・イベントへの参加				75
76			②農地の保全・整備	・野村地域の盆地状となっている地域においては、農村集落と一体的に形成された整備済みの優良農地が展開しており、農地の保全と農村環境の調和に継続的に取り組みます。 ・農地の多面的機能の維持・発揮に向けて、営農活動の支援や地域活動の支援に取り組みます。 ・農村集落における優良農地の適切な維持・保全、耕作放棄地の対策や獣害対策を図るとともに、担い手による農地整備を促進します。 ・市民と協働し、農業の担い手や経営体の育成と経営規模の拡大支援、集落営農の促進、農地流動化対策等に取り組みます。 ・野村地域の主要な産業である酪農の継承に向けて、多様な自然の適切な維持・活用を図ります。	・多面的機能支払交付金事業 ・農地中間管理機構関連農地整備事業	農業水産課	・交付金事業の活用 ・地域の共同活動の活発化			
77		・多様な生態系を維持するための環境保全、整備の検討	環境衛生課 野村支所産業建設課	・事業の参加・協力				77		
78	③森林の保全・整備	・森林は、保全・育成を図ることを基本とし、住宅開発や工場立地等の開発抑制を図ります。 ・森林の多面的機能の維持・発揮に向けて、自伐型林業など担い手の育成に取り組むとともに、環境教育やレクリエーションの場として、森林の活用に努めます。	・森林経営計画の推進(林業活性化プロジェクト) ・森林整備担い手確保育成対策事業 ・林業研究グループ育成事業	林業課	・事業の参加・協力 ・林業の継続 ・担い手育成や研究グループ活動への参加				78	
79		・市街地及び集落の背後に位置する里山の保全・育成を図るものとし、間伐等の適切な管理に努めます。	・里山放置竹林対策整備事業の活用(事業主体:森林基金) ・間伐材出荷促進対策事業	林業課	・事業の参加・協力				79	
80	④自然の活用	・乙亥の里や四国西予ジオパークの「サイト」等、観光資源と一体となって自然資源の活用を図ります。 ・ジオサイトを活用したフットパスコースを整備し、四国西予ジオパークの新たな楽しみ方を提供します。	・四国西予ジオパークの推進(再掲)	まちづくり推進課 野村支所産業建設課	事業の参加・協力				80	
81			・フットパス整備の推進	建設課	・事業の参加・協力 ・フットパスの活用				81	
82	(2)景観の保全・整備の方針	①市街地景観の保全・整備	・野村市街地では、商店街のカラー舗装化による商店街らしい賑いのある景観形成に努めており、今後は国道441号沿いに立地する商店に対するデザイン誘導を検討します。 ・また、景観に関する市民の意識啓発を図り、市民と協働して、賑いのある景観形成に努めます。	・個別商店のデザイン誘導策の検討	建設課	・検討への参加 ・景観づくり活動への参加				82

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第2 野村地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系		部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗		役割分担		実施時期			No		
				各課が実施する施策・事業		担当課	市民の 役割	短期	中期	長期			
83	②自然景観の保全・整備		・森林、河川・水面、田園等は、本市の景観の骨格となることから、「四国西予ジオパーク」の取組や市民と協働した活動により、適切に保全・整備を図ります。	・多面的機能支払交付金事業		農業水産課	・交付金事業の活用 ・地域の共同活動の 活発化	●	→		83		
84				・林業研究グループ育成事業		林業課	・事業の参加・協力 ・研究グループ活動 への参加	●	→		84		
85				・農山村集落においては、まとまった住宅地区と周辺の農地を山地が取り囲み、良好な景観が形成されています。これらの景観を市民と協働して保全するとともに、景観に調和した居住環境の整備を推進します。 ・地域ならではの景観の形成に向けて、四国西予ジオパークの「サイト」等、周辺の景観保全について検討を行います。		・多面的機能支払交付金事業		農業水産課	・交付金事業の活用 ・地域の共同活動の 活発化	●	→		85
86				・森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業		林業課	事業の参加・協力	●	→		86		
87				・四国西予ジオパークの推進(再掲)		まちづくり推進課 野村支所産業建設課	事業の参加・協力	●	→		87		
4.防災・減災													
88	(1)防災・減災	①防災・減災体制の確立	・自然災害の防止については、防災施設の整備と災害時における避難体制の確立が重要であり、避難路・避難場所等の整備を図るとともに、自主防災組織の活動を支援します。 ・整備が完了した防災行政無線の有効活用に取り組みます。 ・総合防災マップの周知による防災意識の啓発、防災訓練の充実化など、市民と連携し、防災・減災対策に努めます。	・防災行政無線・情報システム整備事業		危機管理課	-	●	→		88		
89				・自主防災組織活動育成補助金 ・家具転倒防止対策費補助金 ・防災対策啓発活動事業 ・災害対策マネジメント事業		危機管理課 野村支所総務課	・防災訓練等、自主防 災組織の活動実施	●	→		89		
90				・自主防災組織と連携した避難施設等の防災施設の整備推進		建設課	事業の参加・協力	●	→		90		
91				・大規模災害の発生時に備えて、他地域や近隣市町と連携した広域的な避難の受入れや応援について検討します。		・自主防災組織活動育成補助金(再掲) ・災害対策マネジメント事業(再掲) ・防災訓練実施事業		危機管理課 野村支所総務課	・事業の参加・協力	●	→		91
92				②市街地の防災対策		・区画道路の整備(再掲)		建設課	-	●	→		92
93	・木造住宅耐震診断事業 ・木造住宅耐震改修事業 ・住宅リフォーム事業		建設課			・耐震診断・改修、リ フォーム等の実施(市 補助事業の活用)	●	→		93			

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第2 野村地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系		部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗	役割分担		実施時期			No
				各課が実施する施策・事業	担当課	市民の 役割	短期	中期	長期	
94			<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊や火災の危険性が高い住宅密集地を改善するため、地区計画の導入等による市街地の整備を推進します。 ・火災発生時の延焼拡大を防止するため、防火地域や準防火地域の指定を検討します。 ・地震、洪水災害に備え、避難路、緊急輸送路または延焼防止空間となる道路・街路の整備を推進します。 ・野村運動公園等、避難先としてふさわしい都市計画公園等の機能強化を図ります。 ・一定期間滞在する避難所に想定される市立小中学校、地区公民館等の耐震対策を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織活動育成補助金(再掲) ・家具転倒防止対策費補助金(再掲) ・防災対策啓発事業(再掲) ・防災訓練実施事業(再掲) 	危機管理課	・防災訓練等、自主防災組織の活動実施	●	→		94
95				地区防災計画策定	危機管理課	計画策定の参加・協力	●	→		95
96				避難路整備 ・市道法正運動公園線	建設課	・事業の参加協力	●	→		96
97				<ul style="list-style-type: none"> ・野村地域では、平成30年7月豪雨における肱川の氾濫により市街地が浸水被害を受けており、今後、住宅再建等の復興事業を推進し、安全・安心に暮らせる住環境の確保を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・野村復興住宅団地整備 ・災害公営住宅団地整備(太田地区、消防署裏) ・小規模住宅地区等改良事業 ・都市防災総合推進事業 ・都市構造再編集集中支援事業 	建設課	・事業の参加協力	●	→	
98		③土砂災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・野村地域の中山間地域には、山腹の急斜面に集落が位置しており、集落の安全を確保するため、土砂災害対策事業の継続、防災訓練の支援、総合防災マップの配布等による災害情報の周知等に取り組みます。 ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域など、土砂災害が懸念される区域等については、開発の抑制とともに、必要な土砂災害防止施設の整備を推進します。 ・森林整備事業等を用いて、土砂災害の一因となっている放置林対策に取り組み、山林を保全します。 ・中山間地域の集落は、豪雨や地震時の孤立等の万が一に備えて、集落が孤立した場合の情報通信や避難・救助手段の確保、孤立集落への支援物資の供給等について、あらかじめ検討を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織活動育成補助金(再掲) ・防災訓練実施事業(再掲) ・防災対策啓発活動事業(再掲) 	危機管理課 野村支所総務課	・防災訓練等、自主防災組織の活動実施	●	→		98
99				土砂災害対策事業の継続	建設課	事業の参加・協力	●	→		99
100		④事前復興計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の充実と活動支援により、日頃からの防災意識の向上を図るとともに、万が一の被災に備えて、市民と協働した事前復興計画の策定等を検討します。 	事前復興計画の策定検討	危機管理課	・計画策定の参加・協力	●	→		100
<p>その他(市民協働によるまちづくりの推進)</p>										
101	実現化方策	1. 協働によるまちづくりの推進		<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり計画の策定 ・せいよ地域づくり交付金事業等の促進(再掲) ・地域独自の風土を生かしたまちづくりの実施 	まちづくり推進課	地域の風土を生かした、まちづくりの実践	●	→		101

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第3 三瓶地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系	部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗		役割分担		実施時期			No	
			各課が実施する施策・事業		担当課	市民の 役割	短期	中期	長期		
1.土地利用											
1	(1)生活サービス 機能ゾーンの整備 方針	①生活拠点周辺の整備	・三瓶支所周辺の教育・文化施設や保健・福祉施設が立地する地区は、三瓶地域の日常生活を支える生活拠点として、既存の生活サービス施設の維持・更新に努めます。	・都市機能誘導区域の指定による、都市機能施設の誘導	建設課	-	●	→		1	
2			・生活拠点の周辺は津波浸水が想定されるため、地域住民の防災思想・知識の普及や防災・避難訓練の実施、避難路・緊急避難場所の確保・整備等を図るとともに、将来の整備状況等を総合的に勘案して、土地利用を検討します。	・用途地域の指定検討	建設課	-		●	→		2
3			・将来を見据えた各施設の機能の集約、規模の適正化等に取り組めます。 ・旧役場跡地の活用方法を市民と協働して検討します。	・公共施設の集約、適正化、跡地活用の検討	政策推進課 三瓶支所	・検討への参加	●	→			3
4			・生活拠点周辺における市道の舗装改良に取り組めます。	・市道朝立64号線改良事業 ※H29実施予定 ・市道朝立14号線舗装事業 ・市道朝立15号線舗装事業 ・市道朝立55号線舗装事業	建設課 三瓶支所	-				2. 都市施設に路線別に記載	4
5			・生活拠点を核とした持続的なまちづくりに向けて、市民、商業事業者等と行政が協働したエリアマネジメントの導入に取り組めます。	・エリアマネジメントの視点を持った新たなまちづくりの実施	政策推進課 建設課 三瓶支所	・事業の参加・協力 ・エリアマネジメント活動への参加	●	→			5
6		②みかめ海の駅・潮彩館の機能強化	・三瓶港の「みかめ海の駅・潮彩館」を本市の観光拠点として、機能強化を図ります。	・都市機能誘導区域の指定による、都市機能施設の誘導(再掲)	建設課	-	●	→		6	
7			・みかめ海の駅・潮彩館と三瓶支所周辺を結ぶ商店街を地域のシンボル軸とし、シンボル軸の沿道において生活サービス施設を誘導します。	・四国西予ジオパークの多様な自然と歴史文化を背景に、海・山・里にわたる環境スポーツイベントを開催	経済振興課 三瓶支所	・イベントへの積極的な参加	●	→		7	
8		③商店街の整備	・三瓶市街地の商店街(銀天街)においては、多くの店舗が閉鎖し、空き家・空き店舗が増加しており、活性化が課題となっています。	・西予市新規出店者店舗改修補助事業 ・西予市店舗リニューアル補助事業	経済振興課	・制度・事業の活用 ・空き店舗等の情報提供	●	→		8	
9			・銀天街のアーケード撤去を促進するとともに、道路舗装の高質化や老朽水道管の更新、街路灯の整備等により、開放的で魅力的な商業空間を形成します。	・銀天街のアーケード撤去の促進	三瓶支所	・アーケード撤去	●	→		9	
10			・個別商店の魅力向上に向けた支援に取り組むとともに、空き家・空き店舗を活用して起業・開業する人を支援します。 ・商店街に近接する住宅密集地の解消に努めます。	・市道朝立12号線改良事業	建設課 三瓶支所	-		●	→		10

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第3 三瓶地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系	部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗		役割分担		実施時期			No		
			各課が実施する施策・事業	担当課	市民の 役割	短期	中期	長期				
11	(2)市街地ゾーンの整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・三瓶市街地は、海岸部に立地する漁村集落が発展したものであり、比較的密集した住宅地が形成され、また地震・津波による被害も想定されています。この地区においては、ハード対策・ソフト対策の両面から、災害に強いまちづくりを推進します。 ・防災・減災対策を十分に講じながら、既成市街地で増加しつつある空き家・空き地を活用し、生活拠点の周辺など便利な地区において居住の誘導に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活道路の整備・維持管理 ・密集住宅地の解消対策 	建設課	-		●→			11		
12			<ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域の指定による、住宅の誘導 	建設課	-		●→			12		
13			<ul style="list-style-type: none"> ・事前復興計画の策定検討 	危機管理課 三瓶支所	・事前復興計画の検討への参加				●→		13	
14			<ul style="list-style-type: none"> ・西予市移住定住促進空き家活用事業 ・西予市移住者住宅改修支援事業 	まちづくり推進課	・制度・事業の活用 ・空き家等の情報提供				●→		14	
15			<ul style="list-style-type: none"> ・西予市空き家情報提供制度 ・西予市空き家財道具等処分費補助事業 	建設課	・制度・事業の活用 ・空き家等の情報提供				●→		15	
16			<ul style="list-style-type: none"> ・三瓶市街地における朝立川の右岸山麓沿い、谷道川の右岸に分布する低層住宅地、中低層住宅地においては、地域の要望を踏まえながら生活道路の確保を図り、良好な居住環境を整備します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活道路の整備 	建設課 三瓶支所	-			●→			16
17	(3)一般宅地ゾーンの整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・一般住宅地では、良好な居住環境の維持・形成に向けて、優先順位を見極めながら区画道路の整備を図るとともに、空き家・空き地の発生抑制対策や利活用を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区画道路の整備 	建設課	-		●→			17		
18			<ul style="list-style-type: none"> ・各区長からの要望事項に対処対応を検討 	三瓶支所	・支所への要望提出				●→		18	
19	(4)産業ゾーンの整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ・三瓶市街地の主要地方道八幡浜三瓶線、宇和三瓶線沿いの工業地において、地場産業の活性化や企業誘致の促進等に取り組めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致活動の実施 	経済振興課 三瓶支所	-		●→			19		
20	(5)集落・農地ゾーンの整備方針	①集落環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・三瓶地域の海岸部には、漁村集落が発展した既存集落が点在しており、既存集落においては、生活道路の維持・管理、小型合併処理浄化槽の設置促進等により、居住環境の整備を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活道路や公園広場の整備、維持管理 	建設課 三瓶支所産業建設課	・生活道路や公園の管理(掃除・除草等)		●→			20	
21			<ul style="list-style-type: none"> ・海岸部の既存集落では、地震・津波による被害が想定されていることから、避難警戒体制の充実に努め、必要な防災・減災対策を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小型合併浄化槽の設置推進 	上下水道課	・集落排水への接続や小型合併処理浄化槽の設置(市補助事業の活用)			●→		21	
22		②小さな拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館(集会所)や旧小学校等を核に、旧小学校区エリアに設置する地域づくり組織が主体となって行う小さな拠点づくりを支援し、市民と協働で必要となる生活サービス機能の維持・確保について検討します。 ・三瓶地域の小学校再編に伴う、学校施設の改修に努めるとともに、休校・廃校となった校舎は、企業や住民団体による利活用を促し、地域の活力向上につなげていきます。 ・小規模多機能自治活動拠点として、小さな拠点における自治センターの整備を検討します。 ・手上げ型交付金制度を活用し、小さな拠点等において、市民が主体となった地域づくりを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の整備 ・学校施設整備事業 ・学校施設修繕事業 	教育委員会	-		●→			22	
23				<ul style="list-style-type: none"> ・公民館を自治センターに移行推進 ・社会教育法による公民館ではなくなることから、地域課題を解決するために必要な収益事業等の取組の推進 	まちづくり推進課	・事業の参加・協力 ・自治センターの活用			●→		23	
24				<ul style="list-style-type: none"> ・せいの地域づくり交付金事業の促進 	まちづくり推進課	・制度の活用 ・交付金事業への参加、事業実施				●→		24
25				<ul style="list-style-type: none"> ・せいの地域づくり交付金事業と連携した小さな拠点整備の推進 	建設課					●→		25
26	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の公共施設のあり方検討、利活用 	三瓶支所	・検討への参加				●→		26			

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第3 三瓶地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系		部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗		役割分担		実施時期			No		
				各課が実施する施策・事業		担当課	市民の役割	短期	中期	長期			
27	③災害防止のための市街化の抑制		・既成市街地の縁辺部で土砂災害警戒区域等、各種法令に基づき災害の危険性が高い区域として指定・公表されている区域は、災害防止のため開発を抑制するとともに、新たな指定も検討します。	・防災マップの定期的な更新		危機管理課	・ハザード情報の入手	→			27		
28	④農地の保全		・営農集団や農業経営の法人化等を推進し、優良農地の適切な保全に努めるとともに、農産物の生産振興を図ります。	西予市農産物出荷者支援育成支援事業(市単)		農業水産課 三瓶支所	・担い手育成活動への積極的な参加	→			28		
29	(6)森林・河川・湖沼ゾーンの整備方針		・海岸や河川、森林など、三瓶地域の豊かな自然の適切な保全と活用を図ります。	・四国西予ジオパークの推進		まちづくり推進課 三瓶支所	・事業の参加・協力	→			29		
30				・多面的機能支払交付金制度 ・ため池整備事業		農業水産課	・交付金事業の活用 ・地域の共同活動の活発化	→			30		
2.都市施設													
31	(1)道路・交通ネットワークの整備方針	①道路の整備	ア)広域連携軸の整備 ・一般国道は、本市の広域連携軸を構成しており、国や県と連携しながら、市内外、さらには県外との連携強化に向けて整備を促進します。 ・国道378号の改良を継続して要望・実施するとともに、道路管理者と連携して主要幹線道路を適切に維持します。	・国道378号の改良要望、維持管理(国・県と連携)		建設課 三瓶支所	-	→			31		
32				イ)拠点間連携軸の整備	・拠点間を結ぶ主要地方道は、本市の拠点間連携軸を構成しており、概ね整備が完了しています。引き続き県と連携して機能維持を図ります。	・主要地方道の維持管理(県と連携)		建設課 三瓶支所	・道路の管理(掃除・除草等)	→			32
33				ウ)地域間連携軸の整備	・一般県道は、本市の地域間連携軸を構成しており、引き続き県と連携して機能維持を図るとともに、整備を促進します。	・一般県道の維持管理(県と連携)		建設課 三瓶支所	・道路の管理(掃除・除草等)	→			33
34				エ)生活道路の整備	・主要な市道など地区の幹線道路、区画道路の適切な維持管理を図ります。 ・三瓶市街地の居住を誘導する区域内における住宅密集地では、優先的に整備すべき路線を見極めながら、狭隘な道路の拡幅等により道路整備を進め、格子型の道路網を形成します。 ・市民のニーズや財政状況を見極めつつ、必要性の高い路線から維持・管理及び整備を推進することにより、日常生活の利便性の向上に努めます。	・区画道路の整備(再掲)、維持管理		建設課 三瓶支所	・道路の管理(掃除・除草等)	→			34
35						・市道朝立64号線改良(H29実施済)		建設課 三瓶支所	-	→			35
36						・市道鳴山1号線改良		建設課 三瓶支所	-	→			36
37						・市道津布理18号線改良		建設課 三瓶支所	-	→			37
38						・市道朝立1号線改良		建設課 三瓶支所	-	→			38
39						・市道朝立12号線改良		建設課 三瓶支所	-	→			39
40						・市道朝立14号線舗装		建設課 三瓶支所	-	→			40
41						・市道朝立15号線舗装		建設課 三瓶支所	-	→			41
42						・市道朝立55号線舗装		建設課 三瓶支所	-	→			42

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第3 三瓶地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系		部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗	役割分担		実施時期			No	
				各課が実施する施策・事業	担当課	市民の役割	短期	中期	長期		
43		オ)歩道や自転車道等の確保	・生活拠点周辺における回遊の促進と、公共公益施設や文化施設のネットワークの形成に向けて、県と連携しながら、バリアフリーに配慮した自転車・歩行者空間の確保を図ります。	・歩道の整備	建設課	事業の協力 維持管理の協力	●	→		43	
44		カ)都市計画道路の整備	・地区幹線道路となっている都市計画道路については、その必要性・実現性を見極めて見直しを行っており、整備状況を踏まえながら引き続き見直しに努めます。 ・必要性の高い路線について、計画的な整備に努めます。	・都市計画道路の見直し／整備	建設課 三瓶支所	-	●	→		44	
45		②公共交通網の構築	・「西予市地域公共交通網形成計画」に基づき、市内のすべての集落からの日常的な「おでかけ」を確保するための公共交通を確保します。 ・公共交通を地域・利用者・市民で支える意識を醸成し、公共交通の利用を促進します。 ・宇和島自動車の三瓶営業所周辺など交通結節点での乗り継ぎの円滑化や車両のバリアフリー化の促進、スクールバスの活用など、公共交通のさらなる改善・利便性の向上に向けて、市民とともに検討を行います。	・市内全域の鉄道・バスの時刻調整と乗継改善、路線集約 ・スクールバスの有効活用 ・交通結節点の環境整備 ・公共交通ホームページの充実 ・公共交通利用者、潜在的利用者への利用促進 ・「新 おでかけせいよ」推進体制の整備	まちづくり推進課 三瓶支所	・公共交通の積極的な利用	●	→		45	
46	(2)公園・緑地の整備方針		・「西予市緑の基本計画」に基づき、都市計画公園の津布理公園など、公園の整備を進めます。 ・三瓶公園や中央児童公園、港湾緑地公園を観光・レクリエーション機能を持つ公園・緑地と位置づけ、既存施設の維持・活用に努めます。 ・津布理公園や三瓶公園は、災害時の避難場所となるよう必要な施設の整備や機能の充実を図るとともに、地域住民へ周知します。	・緑の基本計画に基づく公園整備の推進	建設課 三瓶支所	-	●	→		46	
47			・市民と協働しながら、地域の骨格となる緑を守り育て、日常の憩い・交流の場となる緑づくりを図ります。 ・中央児童公園や港湾緑地公園など、既存の公園・広場を活用しながら、身近に利用できる公園・広場を確保します。	・既存公園の改修・維持管理	建設課 三瓶支所	・積極的な緑化活動	●	→		47	
48			・三瓶地域の海岸・海浜は地域の憩いの場となっており、「四国西予ジオパーク」の取組と一体となって、公園・緑地として利用できるよう、海岸・海浜の保全整備を図ります。	・四国西予ジオパークの推進(再掲)	まちづくり推進課 三瓶支所	-	●	→		48	
49	(3)下水道・河川の整備方針		①下水道の整備	・大雨時の内水氾濫等を防ぐため、三瓶市街地における雨水公共下水道の整備を推進します。	・雨水公共下水道の整備	上下水道課	-	●	→		49
50				・住環境の改善と公共用水域の保全を図るため、小型合併処理浄化槽の設置促進等に努めます。	・小型合併浄化槽の設置推進(再掲)	上下水道課 三瓶支所産業建設課	・小型合併処理浄化槽の設置(市補助事業の活用)	●	→		50
51		②河川の整備	・三瓶地域は、宇和海に直接流出する河川の水系となっており、内水氾濫等を防ぐため、県と連携しながら、朝立川・谷道川等の河川浸濫や適切な維持管理に取り組みます。	・幹線の管理(浚渫等)	建設課 三瓶支所	・河川の維持管理活動への参加	●	→		51	

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第3 三瓶地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系	部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗		役割分担		実施時期			No	
			各課が実施する施策・事業		担当課	市民の役割	短期	中期	長期		
52	(4)その他の都市施設の整備方針	①医療施設・社会福祉の整備	・三瓶病院や三瓶保健福祉センターの有効活用を図るとともに、市内の各病院と連携し、健康・医療・福祉に着目したまちづくりを推進します。 ・既存の高齢者福祉施設や児童福祉施設における設備の充実やサービスの向上、施設の有効活用を図ります。	・三瓶病院等の維持・更新	健康づくり推進課	・事業の参加・協力	●————→			52	
53		②教育文化施設の整備	・図書館三瓶分館や三瓶文化会館、朝立会館等の教育文化施設について、整備、充実及び有効活用を図ります。 ・小・中学校の既存施設の改修や現代社会に対応した施設整備の推進により、教育環境の向上を図ります。	・小中学校の施設等の維持・更新	教育委員会	・事業の参加・協力	●————→			53	
54		③その他の施設の整備	・公営住宅については、定住促進や高齢者、障がい者、子育て世帯等へ配慮した上で、適正な配置に努めるとともに、耐震化や予防保全的な維持管理を図ります。	・公営住宅の維持・更新	建設課	・事業の参加・協力	●————→			54	
3.自然・景観											
55	(1)自然の保全・整備の方針	①水辺の保全・整備	・海域は、稚魚放流活動の支援により漁業資源の保全・確保を図るとともに、小型合併処理浄化槽の設置等を促進し、水質汚濁の防止を図ります。 ・臨海部においては、三瓶港の「みかめ海の駅・潮彩館」の拠点形成を推進するとともに、アウトドアイベントの開催等によるレクリエーション機能の強化を図ります。 ・県営治山事業の推進、小型合併処理浄化槽の設置促進等により、河川の水源涵養機能の増進と河川環境の維持・保全に努めます。 ・老朽ため池の整備、管理者不在で防災上問題のある農業用ため池の廃止に取り組みます。	・西予市水産業振興対策事業	農業水産課	・小型合併処理浄化槽の設置(市補助事業の活用)	●→			55	
56				・小型合併浄化槽の設置推進(再掲)	上下水道課 三瓶支所産業建設課		●→			56	
57				・四国西予ジオパークの多様な自然と歴史文化を背景に、海・山・里にわたる環境スポーツイベントを開催	経済振興課 三瓶支所		・事業の参加・協力 ・アウトドアイベントやレクリエーション等への参加	●————→			57
58				・県営治山事業の活用	林業課		-	●————→			58
59				・小型合併浄化槽の設置推進(再掲)	上下水道課 三瓶支所産業建設課		・小型合併処理浄化槽の設置(市補助事業の活用)	●→			59
60				・ため池整備事業	農業水産課 三瓶支所		-	●→			60
61	②農地の保全・整備	・三瓶地域の農地としては、傾斜地に大きく広がる柑橘園が中心であり、市街地以外の代表的な土地利用となっています。 ・柑橘園は維持管理されることが土砂災害の防止にもつながっていることから、営農活動の支援や地域活動の支援を行うとともに、「四国西予ジオパーク」の取組と一体となって、石積みや段々畑、果樹園の保全・育成に努めます。 ・市民と協働し、農業の担い手や経営体の育成と経営規模の拡大支援、集落営農の促進、農地流動化対策等に取り組みます。	・水利施設整備事業 ・多面的機能支払交付金事業	農業水産課 (三瓶支所)	・交付金事業の活用 ・地域の共同活動の活発化	●————→			61		
62						●————→			62		
63			・多様な生態系を維持するための環境保全、整備の検討	環境衛生課	・事業の参加・協力	●————→			63		

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第3 三瓶地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系	部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗		役割分担		実施時期			No		
			各課が実施する施策・事業		担当課	市民の 役割	短期	中期	長期			
64	③森林の保全・整備	・森林は、傾余地に広がる柑橘園の上部の尾根線一帯に分布しています。適期伐採による森林機能の保全を図るとともに、路網整備により適切な森林の整備に努めます。	森林経営計画の推進(林業活性化プロジェクト)路網整備事業		林業課 三瓶支所	・事業の参加・協力 ・林業の継続	●	→		64		
65			・市街地及び集落の背後に位置する里山の保全・育成を図るものとし、間伐等の適切な管理に努めます。		・間伐材出荷促進対策事業		林業課 三瓶支所	・里山の管理活動への参加	●	→	65	
66	④自然の活用	・みかめ海の駅・潮彩館や四国西予ジオパークの「サイト」等、観光資源と一体となって自然資源の活用を図ります。 ・ジオサイトを活用したフットパスコースを整備し、四国西予ジオパークの新たな楽しみ方を提供します。	・四国西予ジオパークの推進		まちづくり推進課 三瓶支所	・事業の参加・協力	●	→		66		
67			・フットパス整備の推進		建設課 三瓶支所		・事業の参加・協力 ・フットパスの活用	●	→		67	
68	(2)景観の保全・整備の方針	①市街地景観の保全・整備	・みかめ海の駅・潮彩館と三瓶支所周辺を結ぶ商店街は地域のシンボル軸として、市民・事業者と協働しながら景観形成を図ります。		・個別商店のデザイン誘導策の検討		建設課 三瓶支所	・検討への参加 ・景観づくり活動への参加	●	→	68	
69		②自然景観の保全・整備	・森林、海浜・河川、果樹園等は、本市の景観の骨格となることから、「四国西予ジオパーク」の取組や市民と協働した活動により、適切に保全・整備を図ります。		多面的機能支払交付金事業		農業水産課	・交付金事業の活用 ・地域の共同活動の活発化	●	→	69	
70					林業研究グループ育成事業		林業課	・事業の参加・協力 ・研究グループ活動への参加	●	→	70	
71			・漁村集落においては、まとまった住宅地区と周辺の果樹園を海域や山地が取り囲み、良好な景観が形成されています。これらの景観を市民と協働して保全するとともに、景観に調和した居住環境の整備を推進します。 ・地域ならではの景観の形成に向けて、四国西予ジオパークの「サイト」等、周辺の景観保全について検討を行います。		多面的機能支払交付金事業		農業水産課	・交付金事業の活用 ・地域の共同活動の活発化	●	→	71	
72					森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業		林業課	事業の参加・協力	●	→	72	
73					四国西予ジオパークの推進		まちづくり推進課 三瓶支所	事業の参加・協力	●	→	73	
4.防災・減災												
74	(1)防災・減災	①防災・減災体制の確立	・自然災害の防止については、防災施設の整備と災害時における避難体制の確立が重要であり、避難路・避難場所等の整備を図るとともに、自主防災組織の活動を支援します。		・防災行政無線デジタル整備事業		危機管理課	-	●	→		74
75			・整備が完了した防災行政無線の有効活用に取り組みます。 ・総合防災マップの周知による防災意識の啓発、防災訓練の充実化など、市民と連携し、防災・減災対策に努めます。		・自主防災組織活動育成補助金(再掲) ・家具転倒防止対策費補助金(再掲) ・防災対策啓発活動事業(再掲) ・津波避難路整備工事(再掲)		危機管理課		・防災訓練等、自主防災組織の活動実施	●	→	75
76					・自主防災組織活動育成補助金事業(継続)		三瓶支所		・事業の参加・協力	●	→	76
77			・大規模災害の発生時に備えて、他地域や近隣市町と連携した広域的な避難の受け入れや応援について検討します。		・自主防災組織活動育成補助金 ・災害対策マネジメント事業 ・防災訓練実施事業		危機管理課 三瓶支所		・事業の参加・協力	●	→	77

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第3 三瓶地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系		部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗	役割分担		実施時期			No			
				各課が実施する施策・事業	担当課	市民の役割	短期	中期	長期				
78	②市街地の防災対策		・三瓶地域では、海岸部に立地する漁村集落が発展して市街地・集落が形成されており、地震・津波による甚大な被害が懸念されていることから、災害時の安全確保が課題です。津波から短時間の避難が可能となる避難路や津波避難ビル等緊急避難場所の確保を図ります。 ・また、市街地及び集落内では住宅密集地が多く分布しています。道路の確保・整備、建築物の耐震・耐火構造化や老朽住宅の改修・更新、必要に応じた除却の促進により、地震や火災による宅地災害の防止に努めます。 ・倒壊や火災の危険性が高い住宅密集地を改善するため、地区計画の導入等による市街地の整備を推進します。 ・火災発生時の延焼拡大を防止するため、防火地域や準防火地域の指定を検討します。	・自主防災組織と連携した避難施設等の防災施設の整備推進 ・生活道路の整備・維持管理	建設課	-	●→			78			
79				・地区防災計画策定	危機管理課	計画策定の参加・協力	●→			79			
80				・避難路整備 ・都市防災総合推進事業(市道二及10号線改良)	建設課	事業の参加・協力	●→			80			
81				③土砂災害の防止		・土砂災害警戒区域・特別警戒区域など、土砂災害が懸念される区域等については、開発の抑制とともに、必要な土砂災害防止施設の整備を推進します。	・土砂災害対策事業の継続	建設課	・防災訓練等、自主防災組織の活動実施	●→			81
82							・自主防災組織活動育成補助金(再掲) ・防災訓練実施事業(再掲) ・防災対策啓発活動事業(再掲)	危機管理課 三瓶支所	事業の参加・協力	●→			82
83	④津波災害対策		・愛媛県による「愛媛県海岸保全基本計画(平成27年9月)」に基づき、津波・高潮等に対する防災・減災対策を推進します。	・県による津波・高潮対策の促進	建設課	事業の参加・協力	●→			83			
84				⑤事前復興計画の策定		・自主防災組織の充実と活動支援により、日頃からの防災意識の向上を図るとともに、万が一の被災に備えて、市民と協働した事前復興計画の策定等を検討します。	・事前復興計画の策定検討	危機管理課 三瓶支所	計画策定の参加・協力	●→			84
その他(市民協働によるまちづくりの推進)													
85	実現化方策 1. 協働によるまちづくりの推進		・地域づくり計画の策定 ・せいの地域づくり交付金事業等の促進(再掲) ・地域独自の風土を生かしたまちづくりの実施	まちづくり推進課	地域の風土を生かした、まちづくりの実践	●→				85			

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系	部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗	役割分担		実施時期			No			
			各課が実施する施策・事業	担当課	市民の 役割	短期	中期	長期				
1.土地利用												
1	(1)集落・農地ゾーンの整備方針	①高山地区及び俵津地区の整備	・高山地区及び俵津地区は、明浜地域の中心となる拠点として、公共公益機能や生活を支えるサービス機能等の充実・整備を図ります。	・明浜支所の移転新築	政策推進課	・事業の参加・協力	●→			1		
2			・高山地区では、移転新築した明浜支所を中心に生活サービス施設の維持を図ります。	・せいの地域づくり交付金事業の促進	まちづくり推進課	・制度の活用 ・交付金事業への参加、事業実施	●→	→			2	
3			・移転新築した明浜支所周辺道路のバリアフリー化等に努めます。	・せいの地域づくり交付金事業と連携した小さな拠点整備の推進	建設課		●→	→			3	
4				・市道湯の川くらめき線改良事業	明浜支所	・事業の参加・協力	●→				4	
5				・明浜支所の移転新築において、施設や周辺道路のバリアフリー化等に努めます。	・新しい支所周辺の道路整備	建設課	・事業の参加・協力	●→			5	
6					市道湯の川くらめき線改良事業	明浜支所	・事業の参加・協力	●→			6	
7		②集落環境の整備	・明浜地域の集落は、海岸部に立地する漁村集落が発展したものであり、比較的密集した住宅地が形成されています。既存集落において、生活道路の維持・管理、小型合併処理浄化槽の設置促進等により、居住環境の整備を推進します。 ・集落は、地震・津波による被害が想定されていることから、ハード対策・ソフト対策の両面から、災害に強いまちづくりを推進します。 ・防災・減災対策を十分に講じながら、集落で増加しつつある空き家・空き地の発生抑制、活用対策に努めます。	・生活道路の整備・維持管理 ・密集住宅地の解消対策	建設課	・事業の参加・協力	●→	→			7	
8				・事前復興計画の策定検討	危機管理課	・事前復興計画の検討への参加		●→				8
9				・西予市移住定住促進空き家活用事業 ・西予市移住者住宅改修支援事業	まちづくり推進課	・制度・事業の活用 ・空き家等の情報提供	●→	→				9
10				・西予市空き家情報提供制度 ・西予市空き家財道具等処分費補助事業	建設課	・制度・事業の活用 ・空き家等の情報提供	●→	→				10
11				市道大早津東水源池線改良事業 道路維持管理事業	明浜支所	・事業の参加・協力	●→					11
12		③小さな拠点の整備	・公民館(集会所)や旧小学校等を核に、旧小学校区エリアに設置する地域づくり組織が主体となって行う小さな拠点づくりを支援し、市民と協働で必要となる生活サービス機能の維持・確保について検討します。 ・明浜地域の小学校再編に伴い廃校となった校舎は、企業や住民団体による利活用を促し、地域の活力向上につなげていきます。 ・小規模多機能自治活動拠点として、小さな拠点における自治センターの整備を検討します。 ・手上げ型交付金制度を活用し、小さな拠点等において、市民が主体となった地域づくりを支援します。	学校施設の整備 ・学校施設整備事業 ・学校施設修繕事業	教育委員会	-		●→			12	
13				・公民館を自治センターに移行推進 ・社会教育法による公民館ではなくなることから、地域課題を解決するために必要な収益事業等の取組の推進	まちづくり推進課	・事業の参加・協力 ・自治センターの活用	●→	→				13
14				・せいの地域づくり交付金事業の促進(再掲)	まちづくり推進課	・制度の活用 ・交付金事業への参加、事業実施	●→	→				14
15				・せいの地域づくり交付金事業と連携した小さな拠点整備の推進(再掲)	まちづくり推進課		●→	→				15
16				・地域の公共施設のあり方検討、利活用	明浜支所	・検討への参加	●→	→				16
17		(2)森林・河川・湖沼ゾーンの整備方針	・海岸や河川、森林など、明浜地域の豊かな自然の適切な保全と活用を図ります。	-	建設課 明浜支所	-					17	

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第4 明浜地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系	部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗		役割分担		実施時期			No		
			各課が実施する施策・事業		担当課	市民の 役割	短期	中期	長期			
2.都市施設												
18	(1)道路・交通ネットワークの整備方針	①道路の整備	ア)広域連携軸の整備	・一般国道は、本市の広域連携軸を構成しており、国や県と連携しながら、市内外、さらには県外との連携強化に向けて整備を促進します。	・国道378号の改良要望	建設課	-	●	→	18		
19				・国道378号の改良を継続して要望・実施するとともに、道路管理者と連携して主要幹線道路を適切に維持します。	・国道・県道の早期2車線化及び防災、減災の推進	明浜支所	-	●	→	19		
20				イ)拠点間連携軸の整備	・拠点間を結ぶ主要地方道は、本市の拠点間連携軸を構成しており、引き続き県と連携して機能維持を図るとともに、整備を促進します。	・主要地方道の維持管理(県と連携)	建設課	・生活道路の管理(掃除・除草等) ・桜保存会等による桜並木の維持管理	●	→	20	
21			・主要地方道宇和明浜線は、臨海部と内陸部をつなぐ路線として、自転車文化の推進に向けた、県が推めているブルーラインの整備、緑地の保全等を検討します。		・桜保存会等による桜並木の維持管理	明浜支所	●		→	21		
22			ウ)地域間連携軸の整備	・一般県道は、本市の地域間連携軸を構成しており、引き続き県と連携して機能維持を図るとともに、整備を促進します。	・県道の維持管理(県と連携)	建設課 明浜支所	・生活道路の管理(掃除・除草等)	●	→	22		
23				エ)生活道路の整備	・避難路や防災上重要な市道、地区の幹線道路など、道路の適切な維持管理を図ります。	・生活道路の整備・維持管理	建設課	・生活道路の管理(掃除・除草等)	●	→	23	
24					・市民のニーズや財政状況を見極めつつ、必要性の高い路線から維持・管理及び整備を推進することにより、日常生活の利便性の向上に努めます。	・道路維持管理事業	明浜支所		●	→	24	
25					・湯の川くらめき線改良	建設課 明浜支所	-		●	→	25	
26					・大早津東水源池線新設(防災避難路整備)	建設課 明浜支所	-			●	→	26
27					・脇宮崎線改良	建設課 明浜支所	-		●	→	27	
28					オ)歩道の確保	・歩行者の安全な通行を確保するため、主要な道路において歩道を整備中であり、引き続き歩道の整備を推進します。	・歩道の整備の検討		建設課 明浜支所	・遊歩道整備の検討への参加	●	→
29			・また、国道378号沿いの海岸沿いを通る区間において、遊歩道の整備を検討します。									
29			②公共交通網の構築	・「西予市地域公共交通網形成計画」に基づき、市内のすべての集落からの日常的な「おでかけ」を確保するための公共交通を確保します。	・市内全域の鉄道・バスの時刻調整と乗継改善、路線集約 ・スクールバスの有効活用 ・交通結節点の環境整備 ・公共交通ホームページの充実 ・公共交通利用者、潜在的利用者への利用促進 ・「新 おでかけせいよ」推進体制の整備	まちづくり推進課 明浜支所	・公共交通の積極的な利用	●	→	29		

資-47

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第4 明浜地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系		部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗	役割分担		実施時期			No
				各課が実施する施策・事業	担当課	市民の 役割	短期	中期	長期	
30	(2)公園・緑地の整備方針		・あけはまシーサイドサンパーク等の既存施設をはじめ、既存の公園・広場を活用しながら、身近に利用できる公園・広場を確保します。 ・明浜運動場等、一定規模以上の公園は、災害時の避難場所となるよう、機能の確保や充実を図るとともに、地域住民へ周知します。 ・明浜地域の海岸は地域の憩いの場となっており、「四国西予ジオパーク」の取組と一体となって、公園・緑地として利用できるよう、海岸・海浜の保全整備を図ります。	・身近な公園の維持	建設課	・事業の参加・協力 ・公園の積極的な利用	●	→		30
31				・(仮称)俵津多目的広場整備事業	明浜支所		●	→		31
32	(3)下水道・河川の整備方針	①下水道の整備	・漁村集落等において、住環境の改善と公共用水域の保全を図るため、小型合併処理浄化槽の設置促進等に努めます。	・小型合併浄化槽の設置推進	上下水道課 明浜支所産業建設課	・小型合併処理浄化槽の設置(市補助事業の活用)	●	→		32
33		②河川の整備	・明浜地域は、宇和海に直接流出する河川の水系となっており、内水氾濫等を防ぐため、河川の浚渫や適切な維持管理に取り組めます。	・河川の浚渫	建設課		・河川の維持管理活動への参加			
34	・県通常砂防事業			明浜支所				34		
35	(4)その他の都市施設の整備方針	①医療施設・社会福祉の整備	・既存の診療所や高齢者福祉施設、児童福祉施設における設備の充実やサービスの向上、施設の有効活用を図ります。	・既存診療所、児童福祉施設の維持・更新	健康づくり推進課	・事業の参加・協力	●	→		35
36		②教育文化施設の整備	・図書館明浜分館や明浜歴史民俗資料館等の教育文化施設について、整備、充実及び有効活用を図ります。 ・小・中学校の既存施設の充実や現代社会に対応した施設整備の推進により、教育環境の向上を図ります。	・小・中学校の施設等の維持・更新	教育委員会	・事業の参加・協力	●	→		36
37		③その他の施設の整備	・公営住宅については、定住促進や高齢者、障がい者、子育て世帯等へ配慮した上で、適正な配置に努めるとともに、耐震化や予防保全的な維持管理を図ります。	・公営住宅の維持・更新	建設課	・事業の参加・協力	●	→		37
3.自然・景観										
38	(1)自然の保全・整備の方針	①水辺の保全・整備	海域は、稚魚放流活動の支援により漁業資源の保全・確保を図るとともに、小型合併処理浄化槽の設置等を促進し、水質汚濁の防止を図ります。	・小型合併浄化槽の設置推進(再掲)	上下水道課 明浜支所産業建設課	・小型合併処理浄化槽の設置(市補助事業の活用)	●	→		38
39				・西予市水産業振興対策事業	農業水産課		●	→		39
40				・稚魚放流助成金事業	明浜支所				40	
41			・臨海部においては、「あけはまシーサイドサンパーク」の拠点形成を推進するとともに、マリンスポーツやアウトドアイベントの開催等によるレクリエーション機能の強化を図ります。	・四国西予ジオパークの多様な自然と歴史文化を背景に、海・山・里にわたる環境スポーツイベントを開催	経済振興課	・事業の参加・協力 ・マリンスポーツやアウトドアイベント等への参加	●	→		41
42			・西予市観光協会明浜支部、海の体験活動実行委員会によるシーカヤックツーリング	明浜支所					42	

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第4 明浜地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系	部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗	役割分担		実施時期			No		
			各課が実施する施策・事業	担当課	市民の 役割	短期	中期	長期			
43			・県営治山事業の推進、小型合併処理浄化槽の設置促進等により、河川の水源涵養機能の増進と河川環境の維持・保全に努めます。	・県営治山事業の活用	林業課	-	●	→	→	43	
44			・小型合併浄化槽の設置推進(再掲)	上下水道課 明浜支所産業建設課	・小型合併処理浄化槽の設置(市補助事業の活用)	●	→			44	
45			・県通常砂防事業	明浜支所	-	●	→			45	
46			・老朽ため池の整備、管理者不在で防災上問題のある農業用ため池の廃止に取り組みます。	ため池整備事業	農業水産課 明浜支所	-	●	→			46
47			②農地の保全・整備	・明浜地域の農地としては、傾斜地に大きく広がる柑橘園が中心であり、市街地以外の代表的な土地利用となっています。 ・柑橘園は適切に維持管理されることが土砂災害の防止にもつながっていることから、営農活動の支援や地域活動の支援、耕作放棄地の対策を行うとともに、「四国西予ジオパーク」の取組と一体となって、石積みや段々畑、果樹園の保全・育成に努めます。 ・市民と協働し、農業の担い手や経営体の育成と経営規模の拡大支援、集落営農の促進、農地流動化対策、南予用水施設の長寿命化等に取り組みます。	・水利施設整備事業 ・多面的機能支払交付金事業	農業水産課	・交付金事業の活用 ・地域の共同活動の活発化	●	→	→	47
48											48
49			・多様な生態系を維持するための環境保全、整備の検討	環境衛生課	・事業の参加・協力		●	→		49	
50	③森林の保全・整備	・森林は、傾斜地に広がる柑橘園の上部の尾根線一帯に分布しています。適期伐採による森林機能の保全を図るとともに、路網整備により適切な森林の整備に努めます。	・森林経営計画の推進(林業活性化プロジェクト) ・必要路網整備事業	林業課 明浜支所	・事業の参加・協力 ・林業の継続	●	→	→	50		
51		・集落の背後に位置する里山の保全・育成を図るものとし、間伐等の適切な管理に努めます。	・間伐材出荷促進対策事業	林業課 明浜支所	・里山の管理活動への参加	●	→	→	51		
52	④自然の活用	・四国西予ジオパークの「サイト」をはじめ、あけはまシーサイドサンパークや温泉施設等の観光資源と一体となって、自然資源の活用を図ります。 ・県立自然公園(大崎鼻公園、お伊勢山公園)は、北の佐田岬半島から南の戸島、さらに晴れた日には遠く九州まで眺めることができる眺望スポットとしてPRします。 ・ジオスポットを活用したフットパスコースを整備し、ジオパークの新たな楽しみ方を提供します。	・四国西予ジオパークの推進 ・レンタサイクル導入の検討	まちづくり推進課 (明浜支所)	・事業の参加・協力	●	→		52		
53			・フットパス整備の推進	建設課 明浜支所	・事業の参加・協力 ・フットパスの活用	●	→		53		
54	(2)景観の保全・整備の方針	①自然景観の保全・整備	・森林、海浜・河川、果樹園等は、本市の景観の骨格となることから、「四国西予ジオパーク」の取組や市民と協働した活動により、適切に保全・整備を図ります。	・多様な生態系を維持するための環境保全、整備の検討	環境衛生課	・事業の参加・協力		●	→	54	
55			・多面的機能支払交付金事業	農業水産課	・交付金事業の活用 ・地域の共同活動の活発化	●	→	→	55		
56			・林業研究グループ育成事業	林業課	・事業の参加・協力 ・研究グループ活動への参加	●	→	→	56		

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系		部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗	役割分担		実施時期			No
				各課が実施する施策・事業	担当課	市民の 役割	短期	中期	長期	
57			・狩浜地区の全域及びその地域に接する海域の一部が、重要文化的景観「宇和海狩浜の段畑と農漁村景観」に選定されており、これら石積みの段々畑の景観を守り、継承するため、「西予市明浜町狩浜地区景観計画」(平成30年12月策定)等による景観の維持、形成を図ります。	・景観計画に沿った、景観の維持、形成 ・宇和海狩浜の段畑と農漁村景観整備計画による修理修整整備	教育委員会	・景観づくり活動への参加	●	→		57
58			・漁村集落においては、まとまった住宅地区と周辺の果樹園を海域や山地が取り囲み、良好な景観が形成されています。これらの景観を市民と協働して保全するとともに、景観に調和した居住環境の整備を推進します。	・森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業	林業課	・事業の参加・協力	●	→		58
59			・県立自然公園(大崎鼻公園、お伊勢山公園)からの眺望を守るため、周辺環境の保全・整備に努めます。 ・地域ならではの景観の形成に向けて、四国西予ジオパークの「サイト」等、周辺の景観保全について引き続き検討を行います。	・多面的機能支払交付金事業	農業水産課	・交付金事業の活用 ・地域の共同活動の活発化	●	→		59
60				・四国西予ジオパークの推進(再掲)	まちづくり推進課 明浜支所	・事業の参加・協力	●	→		60
4.防災・減災										
61	(1)防災・減災	①防災・減災体制の確立	・自然災害の防止については、防災施設の整備と災害時における避難体制の確立が重要であり、避難路・避難場所等の整備を図るとともに、自主防災組織の活動を支援します。	・防災行政無線デジタル整備事業	危機管理課	-	●	→		61
62			・整備が完了した防災行政無線の有効活用に取り組みます。	・自主防災組織活動育成補助金 ・家具転倒防止対策費補助金 ・防災対策啓発活動事業 ・津波避難路整備工事 ・災害対策マネジメント事業	危機管理課	・防災訓練等、自主防災組織の活動実施	●	→		62
63			・大規模災害の発生時に備えて、国道378号の改良を継続して要望します。	・防災・安全社会資本整備交付金	明浜支所	・事業の参加・協力	●	→		63
64			・総合防災マップの周知による防災意識の啓発、防災訓練の充実化など、市民と連携し、防災・減災対策に努めます。	・大規模災害の発生時に備えて、他地域や近隣市町と連携した広域的な避難の受け入れや応援について検討します。	・自主防災組織活動育成補助金(再掲) ・災害対策マネジメント事業(再掲) ・防災訓練実施事業	危機管理課	・防災訓練等、自主防災組織の活動実施	●	→	64
65				・国道378号の改良要望	建設課	-	●	→		65
66		②集落の防災対策	・明浜地域では、海岸部に立地する漁村集落が発展して現在の集落が形成されており、地震・津波による甚大な被害が懸念されていることから、災害時の安全確保が課題です。津波から短時間で避難が可能となる避難路や緊急避難場所の確保を図ります。 ・また、集落内では住宅密集地が多く分布しており、道路の確保・整備、建築物の耐震・耐火構造化や老朽住宅の改修・更新の促進により、地震や火災による宅地災害の防止に努めます。	・自主防災組織と連携した避難施設等の防災施設の整備推進 ・生活道路の整備	建設課	・事業の参加・協力 ・防災訓練等、自主防災組織の活動実施	●	→		66
67			・主要な幹線が国道378号のみの宇和海沿いの集落は、災害時に孤立する恐れがあり、万が一に備えて、集落が孤立した場合の情報通信や避難・救助手段の確保、孤立集落への支援物資の供給等について、あらかじめ検討を行います。	・事前復興計画の策定検討	危機管理課 明浜支所	・事前復興計画の検討への参加		●	→	67

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第4 明浜地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系		部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗	役割分担		実施時期			No	
				各課が実施する施策・事業	担当課	市民の 役割	短期	中期	長期		
68	③土砂災害の防止	・土砂災害警戒区域・特別警戒区域など、土砂災害が懸念される区域等については、開発の抑制とともに、必要な土砂災害防止施設の整備を推進します。	・土砂災害対策事業の継続	建設課	-	●————→				68	
69			・自主防災組織活動育成補助金(再掲) ・防災訓練実施事業(再掲) ・防災対策啓発活動事業(再掲)	危機管理課 明浜支所	・防災訓練等、自主防災組織の活動実施	●————→				69	
70	④事前復興計画の策定	・自主防災組織の充実と活動支援により、日頃からの防災意識の向上を図るとともに、万が一の被災に備えて、市民と協働した事前復興計画の策定等を検討します。	・事前復興計画の策定検討	危機管理課 明浜支所	計画策定の参加・協力	●————→				70	
その他(市民協働によるまちづくりの推進)											
71	実現化方策	1. 協働によるまちづくりの推進		・地域づくり計画の策定 ・せいよ地域づくり交付金事業等の促進(再掲) ・地域独自の風土を生かしたまちづくりの実施	まちづくり推進課	地域の風土を生かした、まちづくりの実践	●————→				71

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第5 城川地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系	部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗	役割分担		実施時期			No		
			各課が実施する施策・事業	担当課	市民の 役割	短期	中期	長期			
1.土地利用											
1	(1)集落・農地ゾーンの整備方針	①魚成地区の整備	・魚成地区の城川小・中学校周辺及び城川支所周辺は、城川地域の中心となる拠点として、公共公益機能や生活を支えるサービス機能等の維持・充実を図ります。	・ジオミュージアムの整備	まちづくり推進課 城川支所	・事業の参加・協力	●→			1	
2			・城川支所周辺に立地する「ギャラリーしろかわ」や「城川歴史民俗資料館」、新たに整備する「四国西予ジオミュージアム」などを活かし、本市の歴史・文化・芸術の拠点としても充実を図ります。	・せいの地域づくり交付金事業の促進	まちづくり推進課	・制度の活用 ・交付金事業への参加、事業実施	●→			2	
3				・せいの地域づくり交付金事業と連携した小さな拠点整備の推進	建設課					3	
4				・城川支所改修 ・ジオミュージアム整備 ・しろかわ保育所整備	城川支所		・事業の参加・協力	●→			4
5		②集落環境の整備	・城川地域の谷筋には、農地と一体となって農村集落が形成されています。田園的な環境の保全を基本として、生活道路や公園広場の維持・管理、小型合併処理浄化槽の設置促進等により、居住環境の整備を推進します。	・生活道路の整備・維持管理	建設課	・生活道路の管理(掃除・除草等)	●→			5	
6				・小型合併浄化槽の設置推進	上下水道課 城川支所産業建設課	・小型合併処理浄化槽の設置(市補助事業の活用)	●→			6	
7				・西予市移住定住促進空き家活用事業 ・西予市移住者住宅改修支援事業	まちづくり推進課	・制度・事業の活用 ・空き家等の情報提供	●→			7	
8				・西予市空き家情報提供制度 ・西予市空き家財道具等処分費補助事業	建設課	・制度・事業の活用 ・空き家等の情報提供	●→			8	
9				・城川地域の山間・中山間地域には、山腹の急斜面に集落が位置しており、集落の安全性を確保するため、土砂災害対策事業の継続、防災訓練の支援、総合防災マップの配布等による災害情報の周知等に取り組みます。	・土砂災害対策事業の実施	建設課	・事業の参加・協力	●→			9
10					・防災訓練の支援 ・自主防災組織の活動支援	危機管理課	・防災訓練等、自主防災組織の活動実施	●→			10
11					・ドクターヘリ着陸場の整備	城川支所	-	●→			11
12		③小さな拠点の整備	・公民館(集会所)や旧小学校等を核に、旧小学校区エリアに設置する地域づくり組織が主体となって行う小さな拠点づくりを支援し、市民と協働で必要となる生活サービス機能の維持・確保について検討します。	学校施設の整備 ・学校施設整備事業 ・学校施設修繕事業	教育委員会	-	●→			12	
13			・城川地域の小学校再編に伴う、学校施設の充実に努めるとともに、廃校となった学校跡地の利活用を検討し、地域の活力向上につなげていきます。	・公民館を自治センターに移行推進 ・社会教育法による公民館ではなくることから、地域課題を解決するために必要な収益事業等の取組の推進	まちづくり推進課	・事業の参加・協力 ・自治センターの活用	●→			13	
14			・小規模多機能自治活動拠点として、小さな拠点における、自治センターの整備を検討します。	・せいの地域づくり交付金事業の促進(再掲)	まちづくり推進課	・制度の活用 ・交付金事業への参加、事業実施	●→			14	
15			・手上げ型交付金制度を活用し、小さな拠点等において、市民が主体となった地域づくりを支援します。	・せいの地域づくり交付金事業と連携した小さな拠点整備の推進(再掲)	建設課		●→			15	
16				・将来の西予市の公共施設の検討、利活用	城川支所	・検討への参加	●→			16	
17	(2)森林・河川・湖沼ゾーンの整備方針	・森林や河川、湖沼など、城川地域の豊かな自然の適切な保全と活用を図ります。	・フットパス整備	建設課 城川支所	・事業の参加・協力 ・フットパスの活用	●→			17		

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第5 城川地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系	部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗		役割分担		実施時期			No				
			各課が実施する施策・事業		担当課	市民の 役割	短期	中期	長期					
2.都市施設														
18	(1)道路・交通ネットワークの整備方針	①道路の整備	ア)広域連携軸の整備	・一般国道は、本市の広域連携軸を構成しており、国や県と連携しながら、市内外さらには県外との連携強化に向けて整備を促進します。	・国道197号の維持管理(国・県と連携)	建設課 城川支所	-	●	→	→	18			
19			イ)拠点間連携軸の整備	・拠点間を結ぶ主要地方道は、本市の拠点間連携軸を構成しており、県と連携して整備・機能維持を図ります。	・主要地方道野村城川線の改修要望	建設課 城川支所	-	●	→	→	→	19		
20			ウ)地域間連携軸の整備	・一般県道は、本市の地域間連携軸を構成しています。大規模林道に繋がる主要な県道(城川橋原線及び日向谷高野子線)について、県と連携した整備の促進と機能維持を図り、集落まで大型車が通行可能となる道路網の構築に努めます。また、災害時等における集落の孤立を防ぐため、崩壊の恐れのある危険箇所の解消に努めます。	・県道城川橋原線、県道日向谷高野子線の整備促進	建設課 城川支所	-	●	→	→		20		
21					・崩壊危険箇所の発見、早期対策	建設課 城川支所	・崩壊危険箇所の報告	●	→				21	
22					イ)生活道路の整備	・主要な市道など地区の幹線道路の適切な維持管理を図るとともに、災害時等における集落の孤立を防ぐため、崩壊の恐れのある危険箇所の解消に努めます。	・生活道路の整備・維持管理	建設課 城川支所	・生活道路の管理(掃除・除草等)	●	→	→	→	22
23						・市民のニーズや財政状況を見極めつつ、必要性の高い路線から維持・管理及び整備を推進することにより、日常生活の利便性の向上に努めます。	・崩壊危険箇所の発見、早期対策	建設課 城川支所	・崩壊危険箇所の報告	●	→			23
24						・地域住民が協力して行う身近な道路の清掃活動を促進します。	・安尾線改良	建設課 城川支所	-	●	→			24
25							・平岩線改良	建設課 城川支所	-		●	→		25
26							・蔭之地杉之瀬線改良	建設課 城川支所	-	●	→			26
27							・市道白土線改良事業	建設課 城川支所	-		●	→		27
28							・平岩柳沢線改良	建設課 城川支所	-	●	→			28
29							・川向中津川線改良	建設課 城川支所	-	●	→			29
30							・下高野子線改良	建設課 城川支所	-	●	→			30
31							・上駄馬クズノ川線改良	建設課 城川支所	-	●	→			31
32							・菊之谷線改良	建設課 城川支所	-		●	→		32
33							・魚成安家谷2号線改良	建設課 城川支所	-		●	→		33
34							・今井線改良	建設課 城川支所	-		●	→		34
35					・下遊子線改良	建設課 城川支所	-		●	→		35		
36					・本村窪ケ市線改良	建設課 城川支所	-		●	→		36		
37					・稲田窪田線改良	建設課 城川支所	-		●	→		37		

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第5 城川地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系		部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗	役割分担		実施時期			No
				各課が実施する施策・事業	担当課	市民の 役割	短期	中期	長期	
38				・旭町竜沢寺線改良	建設課 城川支所	-		→		38
39				・片平泉川線改良	建設課 城川支所	-			→	39
40				・南平線改良	建設課 城川支所	-			→	40
41				・下蔭線改良	建設課 城川支所	-			→	41
42				・上川線改良	建設課 城川支所	-			→	42
43				・神田線改良	建設課 城川支所	-			→	43
44				・野中線改良	建設課 城川支所	-			→	44
45				・成穂線改良	建設課 城川支所	-			→	45
46				・吉之沢線改良	建設課 城川支所	-			→	46
47				・程野線改良	建設課 城川支所	-			→	47
48				・川後岩線改良	建設課 城川支所	-			→	48
49				・広田今田線改良	建設課 城川支所	-			→	49
50		オ)歩道の確保	・歩行者の安全な通行を確保するため、主要な道路において歩道等の維持・管理を推進します。	・生活道路の整備・維持管理	建設課 城川支所	・事業の参加・協力		→		50
51		②公共交通網の構築	・「西予市地域公共交通網形成計画」に基づき、市内のすべての集落からの日常的な「おでかけ」を確保するための公共交通を確保します。 ・公共交通を地域・利用者・市民で支える意識を醸成し、公共交通の利用を促進します。 ・主要な交通結節点での乗り継ぎの円滑化や車両のバリエーションの促進、市のデマンド乗合タクシーの改善及び利用方法の周知・利用促進、スクールバスの活用など、公共交通のさらなる改善・利便性の向上に向けて、市民とともに検討を行います。	・市内全域の鉄道・バスの時刻調整と乗継改善、路線集約 ・デマンド乗合タクシーのダイヤ充実と目的地の追加 ・スクールバスの有効活用 ・交通結節点の環境整備 ・公共交通ホームページの充実 ・公共交通利用者、潜在的利用者への利用促進 ・「新 おでかけせいよ」推進体制の整備 ・デマンドタクシー活用ビデオ制作事業	まちづくり推進課 城川支所	・公共交通の積極的な利用		→		51
52	(2)公園・緑地の整備方針		・既存の公園・広場を活用しながら、身近に利用できる公園・広場を確保します。	・身近な公園の維持	建設課 城川支所	・事業の参加・協力 ・公園の積極的な利用		→		52
53			・城川総合運動公園等、一定規模以上の公園は、災害時の避難場所となるよう、機能の確保や充実を図るとともに、地域住民へ周知します。	・既存公園の防災機能向上	建設課	・事業の参加・協力 ・公園の積極的な利用		→		53
54	(3)下水道・河川の整備方針	①下水道の整備	・集落において、住環境の改善と公共用水域の保全を図るため、小型合併処理浄化槽の設置促進等に努めます。	・小型合併浄化槽の設置推進(再掲)	上下水道課 城川支所産業建設課	・小型合併処理浄化槽の設置(市補助事業の活用)		→		54

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第5 城川地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系	部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗	役割分担		実施時期			No	
			各課が実施する施策・事業	担当課	市民の 役割	短期	中期	長期		
55	②河川の整備	・肱川は、臨海部を除く本市の大半の地域を流域としており、城川地域においても肱川の支流が流れています。 ・城川地域において、肱川支流の河川環境の保全に努めるとともに、水辺を活かした地域住民に親しまれる憩いの場や親水空間の確保を検討します。	・肱川支流の河川浚渫	建設課 城川支所	・事業の参加・協力 ・河川清掃活動への参加	●	→	→	55	
56			・親水空間確保の検討	建設課 城川支所	・親水空間確保の検討への参加		●	→	→	56
57	(4)その他の都市 施設の整備方針	①医療施設・社会福祉の整備	・既存の診療所や高齢者福祉施設、児童福祉施設における設備の充実やサービスの向上、施設の有効活用を図ります。	・既存診療所、児童福祉施設の維持・更新	健康づくり推進課	・事業の参加・協力	●	→	→	57
58		②教育文化施設の整備	・図書館城川分館やギャラリーしらかわ、城川歴史民俗資料館、新たに整備予定の四国西予ジオミュージアム等の教育文化施設について、整備、充実及び有効活用を図ります。 ・小・中学校の既存施設の充実や現代社会に対応した施設整備の推進により、教育環境の向上を図ります。	・小・中学校の施設等の維持・更新	教育委員会	・事業の参加・協力	●	→	→	58
59		③その他の施設の整備	・公営住宅については、定住促進や高齢者、障がい者、子育て世帯等へ配慮した上で、適正な配置に努めるとともに、耐震化や予防保全的な維持管理を図ります。	・公営住宅の維持・更新	建設課	・事業の参加・協力	●	→	→	59

59	(1)自然の保全・ 整備の方針	①水辺の保全・整備	・城川地域の水辺環境としては、肱川の支流が地域を流れるとともに、農業用ため池が分布します。水辺環境の保全整備を図るとともに、河川沿いの親水空間の整備について検討を行います。	・肱川支流の河川浚渫	建設課 城川支所	・事業の参加・協力 ・河川清掃活動への参加	●	→	→	59
60			・親水空間確保の検討	建設課 城川支所	・親水空間確保の検討への参加		●	→	→	60
61			・県営治山事業の推進、小型合併処理浄化槽の設置促進等により、河川の水源涵養機能の増進と河川環境の維持・保全に努めます。	・県営治山事業の活用	林業課	-	●	→	→	61
62			・小型合併浄化槽の設置推進(再掲)	上下水道課 城川支所産業建設課	・小型合併処理浄化槽の設置(市補助事業の活用)	●	→			62
63			・老朽ため池の整備、管理者不在で防災上問題のある農業用ため池の廃止に取り組みます。	・ため池整備事業	農業水産課 城川支所	-	●	→		63
64			②農地の保全・整備	・城川地域の谷筋においては、農村集落と一体的に形成された整備済みの優良農地が展開しており、農地の保全と農村環境の調和、農道や水路の整備や維持管理に取り組みます。 ・農地の多面的機能の維持・発揮に向けて、営農活動の支援や地域活動の支援に取り組みます。 ・農村集落における優良農地を適切に維持・保全するとともに、担い手による農地整備を促進します。 ・市民と協働し、農業の担い手や経営体の育成と経営規模の拡大支援、集落営農の促進、農地流動化対策等に取り組みます。	・多面的機能支払交付金事業 ・農地中間管理機構関連農地整備事業	農業水産課 (城川支所)	・交付金事業の活用 ・地域の共同活動の活発化	●	→	→
65	・多様な生態系を維持するための環境保全、整備の検討	環境衛生課			・事業の参加・協力		●	→	→	65

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第5 城川地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系	部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗	役割分担		実施時期			No		
			各課が実施する施策・事業	担当課	市民の 役割	短期	中期	長期			
66	③森林の保全・整備	<ul style="list-style-type: none"> 森林は、保全・育成を図ることを基本とし、住宅開発や工場立地等の開発抑制を図ります。 森林の多面的機能の維持・発揮に向けて、担い手の育成に取り組むとともに、環境教育やレクリエーションの場として、森林の活用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 森林経営計画の推進(林業活性化プロジェクト) 森林整備担い手確保育成対策事業 林業研究グループ育成事業 	林業課 城川支所	<ul style="list-style-type: none"> 事業の参加・協力 林業の継続 担い手育成や研究グループ活動への参加 	●	→	→	66		
67			<ul style="list-style-type: none"> 集落の背後に位置する里山の保全・育成を図るものとし、間伐等の適切な管理に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 間伐材出荷促進対策事業 	林業課	<ul style="list-style-type: none"> 事業の参加・協力 	●	→	→	67	
68			<ul style="list-style-type: none"> 新規森林環境保全計画の作成 森林放棄者等が所有する森林の整備計画、市有林化 	<ul style="list-style-type: none"> 新規森林環境保全計画の作成 森林放棄者等が所有する森林の整備計画、市有林化 	城川支所	<ul style="list-style-type: none"> 事業の参加・協力 	●	→	→	68	
69	④自然の活用	<ul style="list-style-type: none"> 温泉施設、四国西予ジオパークの「サイト」等、観光資源と一体となって自然資源の活用を図ります。 地域住民と連携しながら、ジオサイトを活用したフットパスコースを整備し、自然資源の活用や四国西予ジオパークの新たな楽しみ方の提供を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 四国西予ジオパークの推進 	まちづくり推進課 (城川支所)	<ul style="list-style-type: none"> 事業の参加・協力 	●	→	→	69		
70			<ul style="list-style-type: none"> フットパス整備(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> 建設課 城川支所 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の参加・協力 フットパスの活用 	●	→			70	
71	(2) 景観の保全・整備の方針	①自然景観の保全・整備 <ul style="list-style-type: none"> 森林、河川・水面、田園等は、本市の景観の骨格となることから、「四国西予ジオパーク」の取組や市民と協働した活動により、適切に保全・整備を図ります。 かねてから城川地域が標榜してきた「わがむらは美しく」をキャッチフレーズに、景観保全活動に取り組めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な生態系を維持するための環境保全、整備の検討 	環境衛生課	<ul style="list-style-type: none"> 事業の参加・協力 		●	→	→	71	
72			<ul style="list-style-type: none"> 多面的機能支払交付金事業 	農業水産課	<ul style="list-style-type: none"> 交付金事業の活用 地域の共同活動の活発化 	●	→	→	→	72	
73			<ul style="list-style-type: none"> 林業研究グループ育成事業 	林業課	<ul style="list-style-type: none"> 事業の参加・協力 研究グループ活動への参加 	●	→	→	→	73	
74			<ul style="list-style-type: none"> 田穂地区における豊かな緑に囲まれた谷間の棚田と、営農を継続する集落とを一体的に保全するため、「城川町田穂地区景観計画」に基づく建築物・工作物の規制・誘導、開発の抑制により、市民と協働しながら、景観づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画に基づく届出制度の運用 	建設課 城川支所	<ul style="list-style-type: none"> 景観づくり活動への参加 	●	→	→		74
75			<ul style="list-style-type: none"> 農山村集落においては、集落内の宅地と周辺の農地を山地が取り囲み、良好な景観が形成されています。これらの景観を市民と協働して保全するとともに、景観に調和した居住環境の整備を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業 	林業課	<ul style="list-style-type: none"> 事業の参加・協力 	●	→	→	→	75
76			<ul style="list-style-type: none"> 地域ならではの景観の形成に向けて、四国西予ジオパークの「サイト」等、周辺の景観保全について検討を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 多面的機能支払交付金事業 	農業水産課	<ul style="list-style-type: none"> 交付金事業の活用 地域の共同活動の活発化 	●	→	→	→	76
77			<ul style="list-style-type: none"> 四国西予ジオパークの推進(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> 四国西予ジオパークの推進(再掲) 	まちづくり推進課 城川支所	<ul style="list-style-type: none"> 事業の参加・協力 	●	→	→		77
78	②歴史的風致の維持向上	<ul style="list-style-type: none"> 龍澤寺周辺の歴史・文化を地域住民とともに保全し、地域づくりに活用するため、歴史的風致維持向上計画等の策定を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風致維持向上計画の検討 	建設課 教育委員会 城川支所	<ul style="list-style-type: none"> 事業の参加・協力 	●	→	→	→	78	

西予市都市計画マスタープラン(H31年3月策定、令和2年3月改訂) 整備プログラム

第5 城川地域

No	都市計画マスタープラン 地域別構想の施策体系	部門別・地域づくりの方針	施策・事業の進捗	役割分担		実施時期			No		
			各課が実施する施策・事業	担当課	市民の 役割	短期	中期	長期			
4.防災・減災											
79	(1) 防災・減災	①防災・減災体制の確立	・自然災害の防止については、防災施設の整備と災害時における避難体制の確立が重要であり、避難路・避難場所等の整備を図るとともに、自主防災組織の活動を支援します。	・防災行政無線整備事業	危機管理課 城川支所	-	●→			79	
80			・整備が完了した防災行政無線の有効活用に取り組みます。	・自主防災組織活動育成補助金 ・家具転倒防止対策費補助金 ・防災対策啓発活動事業 ・災害対策マネジメント事業	危機管理課 城川支所	・防災訓練等、自主防災組織の活動実施	●→	→			80
81			・市民に対する防災意識の啓発、防災訓練の充実化など、市民と連携し、防災・減災対策に努めます。	・自主防災組織と連携した避難施設等の防災施設の整備推進	建設課	・事業の参加・協力	●→	→			81
82			・総合防災マップの周知による防災意識の啓発、防災訓練の充実化など、市民と連携し、防災・減災対策に努めます。	・ドクターヘリ着陸場の整備	城川支所	・事業の参加・協力	●→	→			82
83				避難路整備 ・市道平岩線改良 ・市道下高野子線改良	建設課	事業の参加・協力	●→				83
84			・大規模災害の発生時に備えて、他地域や近隣他市町と連携した広域的な避難の受け入れや応援について検討します。	・自主防災組織活動育成補助金(再掲) ・災害対策マネジメント事業 ・防災訓練実施事業	危機管理課 城川支所	・防災訓練等、自主防災組織の活動実施	●→	→			84
85		②土砂災害の防止	・土砂災害警戒区域・特別警戒区域など、土砂災害が懸念される区域等については、開発の抑制とともに、必要な土砂災害防止施設の整備を推進します。	・土砂災害対策事業の継続	建設課	-	●→	→			85
86			・森林整備事業等を用いて、土砂災害の一因となっている放置林対策に取り組み、山林を保全します。 ・土砂災害が懸念される地区については、国道や県道、主要な市道等を、避難路を兼ねた道路として整備・維持管理を行うことにより、集落の孤立を防ぐように努めます。 ・中山間地域の集落は、豪雨や地震時の孤立等の方々に備えて、集落が孤立した場合の情報通信や避難・救助手段の確保、孤立集落への支援物資の供給等について、あらかじめ検討を行います。	・自主防災組織活動育成補助金(再掲) ・防災訓練実施事業(再掲) ・防災対策啓発活動事業(再掲)	危機管理課 城川支所	・防災訓練等、自主防災組織の活動実施	●→	→			86
87		③事前復興計画の策定	・自主防災組織の充実と活動支援により、日頃からの防災意識の向上を図るとともに、万が一の被災に備えて、市民と協働した事前復興計画の策定等を検討します。	・事前復興計画の策定検討	危機管理課 城川支所	計画策定の参加・協力	●→	→			87
その他(市民協働によるまちづくりの推進)											
88	実現化方策	1. 協働によるまちづくりの推進	・地域づくり計画の策定 ・せいの地域づくり交付金事業等の促進(再掲) ・地域独自の風土を生かしたまちづくりの実施	まちづくり推進課 城川支所	地域の風土を生かした、まちづくりの実践	●→	→			88	